

## 平成24年第1回横手市議会3月定例会会議録

---

### 議事日程（第1号）

平成24年2月27日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長報告について
- 第 4 平成24年度施政方針に関する説明
- 第 5 平成24年度教育方針に関する説明
- 第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 8 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第10 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第11 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第12 諮問第 7号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第13 報告第 1号 専決処分の報告について
- 第14 報告第 2号 専決処分の報告について
- 第15 報告第 3号 専決処分の報告について
- 第16 報告第 4号 専決処分の報告について
- 第17 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第18 議案第 1号 横手市ごみ処理統合施設環境保全委員会設置条例
- 第19 議案第 2号 横手市暴力団排除条例
- 第20 議案第 3号 横手市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例
- 第21 議案第 4号 横手市病院事業の剰余金の処分等に関する条例
- 第22 議案第 5号 横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第 6号 横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第 7号 横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第 8号 横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第 9号 横手市高齢者センター設置条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第10号 横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例

- 第28 議案第11号 横手市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第12号 横手市自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第13号 横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第14号 横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第15号 横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第16号 横手市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第17号 横手市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第18号 横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第36 議案第19号 横手市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
- 第37 議案第20号 横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例
- 第38 議案第21号 横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例
- 第39 議案第22号 横手市国土利用計画について
- 第40 議案第23号 工事請負契約の締結について
- 第41 議案第24号 工事施行協定の変更について
- 第42 議案第25号 権利の放棄について
- 第43 議案第26号 市道路線の廃止について
- 第44 議案第27号 市道路線の認定について
- 第45 議案第28号 平成23年度横手市一般会計補正予算（第9号）
- 第46 議案第29号 平成23年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第47 議案第30号 平成23年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第48 議案第31号 平成23年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第49 議案第32号 平成23年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第50 議案第33号 平成23年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
- 第51 議案第34号 平成23年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）
- 第52 議案第35号 平成23年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）
- 第53 議案第36号 平成23年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 第54 議案第37号 平成23年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第55 議案第38号 平成23年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第56 議案第39号 平成23年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 第57 議案第40号 平成23年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第58 議案第41号 平成23年度横手市水道事業会計補正予算（第5号）

---

本日の会議に付した案件

議事日程第1号に同じ

---

出席議員（29名）

1 番	木村清貴	2 番	佐藤誠洋
3 番	高橋聖悟	4 番	土田百合子
5 番	青山豊	6 番	齊藤勇
7 番	立身万千子	8 番	鈴木勝雄
9 番	小野正伸	10番	遠藤忠裕
11番	土田祐輝	12番	高橋大
13番	小沢秀宏	14番	堀田賢逸
15番	佐藤徳雄	16番	佐々木誠
17番	菅原惠悦	18番	齋藤光司
20番	佐藤清春	21番	佐藤忠久
22番	寿松木孝	23番	播磨博一
24番	佐々木喜一	25番	佐藤功
26番	塩田勉	27番	奥山豊
28番	阿部正夫	29番	高橋勝義
30番	田中敏雄		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者（30名）

市長	五十嵐忠悦	副市長	鈴木信好
副市長	佐藤良吉	教育長	高橋準一
総務企画部長	藤井孝芳	財務部長	柴田恒宏
市民生活部長	森屋輝夫	健康福祉部長	石山清和
産業経済部長	遠藤久志	建設部長	照井康晴
上下水道部長	鈴木弘志	教育総務部長	小川良平
教育指導部長	佐々木孝雄	消防長	泉田榮次
市立横手病院 事務局長	佐藤正弘	市立大森病院 事務局長	金澤和彦

総務企画部次長 兼 人事課長	小 丹 茂 樹	総務企画部長 総務課長	高 橋 征 徳
総務企画部長 経営企画課長	高 橋 嘉	財務部財政課長	三 浦 淳
総務企画部長 市長公室長	佐 藤 亮	横手地域局長	石 山 昭 一
増田地域局長	遠 藤 晴 美	平鹿地域局長	眞 田 正 照
雄物川地域局長	福 岡 新 作	大森地域局長	高 山 勇 光
十文字地域局長	鈴 木 淳 悦	山内地域局長	藤 田 茂
大雄地域局長	鈴 木 康 和	市立大森病院 事務局長主査	備 前 寿

---

**事務局職員出席者**

事務局 長	浮 嶋 伸	主 幹	佐 藤 しげ子
総務担当主査	長 瀬 肇	議事調査担当主査	佐 藤 和 志
議事調査担当 副 主 査	後 藤 光 晴		

◎開会及び開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

ただいまから平成24年第1回横手市議会3月定例会を開会いたします。

市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 私から、この場をおかりいたしまして、先日発生いたしました救急車同士の衝突事故につきましておわびを申し上げたいと思います。

2月15日、山内地域で発生いたしました交通事故の救助に出動した救急車同士の衝突事故により、けが人の搬送がおくれる事態が発生いたしました。負傷者ご本人とご家族の皆様には深くおわびを申し上げますとともに、議員各位並びに市民の皆様には大変なご心配をおかけいたしました。市民の生命と財産を守る消防救急業務の重要性と責任を再認識し、再発防止に向け、全消防職員挙げて信頼の回復に努めてまいりたいと思います。

大変申しわけございませんでした。

○佐藤清春 議長 本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○佐藤清春 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番鈴木勝雄議員、9番小野正伸議員を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○佐藤清春 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月19日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は22日間と決定いたしました。

---

◎議長報告について

○佐藤清春 議長 日程第3、議長から議長報告、市長から請願、陳情の処理の経過及び結果の報告書、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

---

## ◎市長の平成24年度施政方針に関する説明

○佐藤清春 議長 日程第4、市長より平成24年度施政方針に関する説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 改めて、おはようございます。

平成24年3月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本方針と平成24年度予算案について、主要な施策とその概要をご説明いたしますので、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、昨年3月11日の東日本大震災からもうすぐ1年を迎えようとしております。原発事故も絡んだ国難とも呼ぶべき災害は、私どもの心に深く刻まれ、日々忘れることができない出来事でもあり、私たちの生活に多くの影響を与えております。一日も早い被災地の本格復興と低迷する地域経済の再生に向けた国政の対応を強く要望するとともに、本市においても、直面する重要課題を一つ一つ解決し、将来にわたって希望の持てるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

さて、現在の日本が直面している重要課題は多岐にわたっております。原発事故を教訓として、再生可能エネルギー普及に向けた政策の構築や、環太平洋戦略的経済連携協定いわゆるTPPへの実質参加表明による交渉問題、財政赤字の拡大など、今後の国の行く末を左右するものばかりであり、本市としましても、国の動向を注視しながら新たな産業振興策を講じていく必要があります。

野田首相は就任後初の施政方針演説の中で、持続可能な社会保障制度の構築を掲げ、社会保障と税の一体改革を「先送りする時間が残されていない」として、消費税増税関連法案の国会提出を目指しております。

本市にとりましても、継続して安心できる社会保障の充実が不可欠であります。消費税の増税は、地域経済や市民生活に直接かかわる問題であり、増税の条件である景気回復や地方経済の再生に向けた施策の展開を強く要望してまいります。

世界に目を向けますと、アメリカ合衆国では景気低迷が長期化しており、欧州主要国でも金融危機など世界的な景気後退の中で経済と金融の構造が大きく揺れ動いております。このことは、巨額の累積債務を抱える日本にとりましても、財政赤字の縮小に向けた課題にどう向き合っていくか、新たな経済政策の発想と財政の構造転換が必要だと考えております。

そうした中で、我々の地域経済の活力を高めるには、これまでの社会常識や国の方針を待つのではなく、知恵と発想力を鍛えながら、時には地域の現状を踏まえた斬新なアイデアにより、大胆な施策があってもよいと思っております。経済対策はもとより、基幹産業である農業を持続可能なものにするためには、新たな栽培技術の開発や経営を実践する農業者の育成が急務であります。地域の中核となる農業者の育成や、新しい発想と知識を持った人材を定着させる取り組みを推進しながら、6次産業化など新規地域ビジネスの可能性と雇用の創出を追求してまいります。

次に、スポーツを通じた地域の活性化の取り組みとして、8月に東北総合体育大会バレーボール競技

が、9月には全日本還暦軟式野球選手権大会が当市で開催されます。これらの大会は、横手市を観光や産業振興の面でも積極的に紹介できる絶好の機会でもあり、計画的なサイクルで各種大会が開催できるよう、関係機関からの情報収集に努めてまいります。このほか、大学野球チームの合宿誘致や東北各県の代表を中心とする中学生のバレーボール大会及びバスケットボール大会を開催し、当市の中学生の競技力強化と地域経済への活性化に取り組んでまいります。

平成24年度は、学校統合やごみ処理統合施設等の施設建設に向けた事業の推進を図るほか、元気の出る地域づくり事業などに2億3,000万円余りを予算計上しております。ふるさとに対する市民の思いをしっかりと受けとめ、地域のにぎわい創出、ふるさとの魅力発見など、地域活動を積極的に支援することで地域の活性化につなげてまいります。今後も、ふるさと再生に向け、行政だけでなく、市民一人一人が一步前に足を踏み出すことができる体制づくりに全力を尽くしてまいります。

2の災害対策について。

(1)雪害連絡部の設置についてであります。

今年の冬は昨年よりも20日早い降雪となり、平成22年度の記録的な豪雪に続き、雪の多い年になっておりますが、時折訪れる暖気に救われている状況です。しかしながら、高齢者を中心に除排雪中の事故や急病、歩行中の転倒などにより死傷者が2月17日現在で53人に上っております。

市では、1月12日に雪害連絡部を立ち上げ、山内、増田、十文字の3地域局では雪害警戒部を随時設置して、他の地域との情報共有や連絡調整を図り、市民の安全・安心確保に努めてきたところであります。引き続き市民の皆様の被害防止に、しっかりと取り組んでまいります。

(2)の空き家対策についてであります。

横手市空き家等の適正管理に関する条例を本年1月1日に施行したことに伴い、この条例の市民への周知と当面の空き家における雪対策を実施するため、同日付で総務企画部危機管理室内に、くらしの相談担当3人を配置いたしました。1月中旬に条例の周知用チラシを作成し、全戸配布するとともに、1月下旬から2月上旬にかけて、各地域づくり協議会や町内会長、民生児童委員、消防団などを対象にした説明会を通して、条例の説明と空き家の実態報告を行いながら、危険性の高い空き家の情報提供について、協力を呼びかけたところであります。

現在、空き家の実態調査を進めるとともに、所有者への助言、指導を随時行っております。あわせて、空き家の解体除去や利活用についても、国の事業導入などを視野に入れながら検討を進めているところであります。

(3)の震災支援対策本部の活動についてであります。

当市の被災地支援や避難者の受け入れなどについてですが、現在、釜石市へ学校建設事業支援のため、職員1人を派遣しております。また市内には、福島県、宮城県、岩手県から、合わせて43世帯118人の方々が避難しておられますが、毎月2回の情報提供を初め、支援を継続しております。これまでに市民の皆様から寄せられた善意につきましても、被災地や避難者のもとへお届けいたしました。ご提供くだ

さった真心と熱いご支援に、心より感謝を申し上げます。今後も、被災地や避難者のご要望におこたえする形で、できるかぎり支援を続けてまいります。

(4)の災害廃棄物の受け入れ対応についてであります。

東日本大震災により発生した災害廃棄物を被災地から受け入れる対応につきましては、12月定例会でも申し上げたとおり、放射性物質の安全性が確認されたものを受け入れることとしており、4月以降に説明会を開催してまいります。しかしながら、施設の老朽化による改修工事が必要であり、実際の受け入れは今年9月以降と見込んでおります。詳細な受け入れ時期や受け入れ数量が決まり次第、お知らせしてまいります。今後、県とも協議を進め、横手市の環境に影響がないよう市民の皆様の安全確保を第一に考えながら、被災地の早期復旧復興の支援に取り組んでまいります。

なお、県内への受け入れに係る確認作業などを支援するため、県へ職員を派遣することといたしました。

3番目の平成24年度予算案についてであります。

平成24年度の一般会計予算総額は491億8,000万円で、前年度の当初予算額と比較して29億7,000万円、率にして5.7%の減といたしました。厳しい財政状況ではありますが、将来に向かっての安定的な財政運営を念頭に置きながら、横手地区中学校統合事業、雄物川地区小学校統合事業、学校給食センター統合事業などの教育関連施設の整備を進めるほか、懸案であります廃棄物処理統合施設整備事業の推進などを図ってまいります。

歳入では、市税を前年度比0.5%減の78億4,666万円を見込んでおります。これは、市民税で年少扶養控除廃止などでの増収が見込まれますが、固定資産税で地価の下落による土地分の減少、評価替えによる家屋分の減少などにより、減収が見込まれることなどを勘案し、前年度と比較して微減としたものであります。

地方交付税については、1.0%増の203億5,000万円を見込んでおります。普通交付税は、歳出特別枠として地域経済基盤強化・雇用等対策費が設けられたものの、一定の縮減を図るとされており、前年同額としております。特別交付税については、2億円の増額を見込んでおります。

国庫支出金については、前年度比17.9%減の47億7,940万5,000円を見込んでおります。減額の主な理由は、横手駅周辺整備事業に係るまちづくり交付金事業の主要部分が終了したことや、西部地区中学校統合事業の終了によるものです。

市債については、前年度と比較して19.1%減の65億8,950万円としております。減額の主な理由としては、国庫支出金と同様に西部地区中学校統合事業の終了、横手駅周辺整備事業の終了などによるものです。

次に、歳出ではありますが、義務的経費である人件費では、前年度比3.6%の減、また扶助費では障害者自立支援給付費、一般扶助費などが増加傾向にあるものの、子どものための手当への制度変更による減少などにより、前年度比0.8%の減となっております。



公債費については、前年度比1.7%の減となっておりますが、平成22年度決算から市債残高が増加に転じており、公債費は今後継続的に伸びていくことが見込まれます。人件費、扶助費、公債費の義務的経費の合計は246億2,464万3,000円で、歳出に占める割合は50.1%となっております。

主な事業であります、「人にやさしく住みよいまちづくり」では、地方道路交付金事業、くらしのみちづくり事業や廃棄物処理統合施設整備事業などにより、生活環境の整備を図ります。

「安心で住みよいまちづくり」では、救急自動車購入などの常備消防施設等整備事業、耐震性防火貯水槽設置などの消防施設整備事業や消防救急無線デジタル化事業などにより、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

「やさしさあふれ元気なまちづくり」では、障害者自立支援給付事業、保育対策等促進事業、子ども手当及び子どものための手当給付事業、予防接種及びワクチン接種緊急促進事業やがん検診事業などにより、市民の健康増進と福祉の充実に努めます。

「豊かな自然と調和した活力あふれるまちづくり」では、緊急雇用対策事業、産地収益力向上推進事業、オリジナル果樹産地育成強化事業、果樹等雪害復旧対策事業、産地確立緊急対策事業や新卒者等雇用・育成支援事業などにより、地域経済の振興と雇用の充実に努めてまいります。

「みんなが学ぶうおいのあるまちづくり」では、横手地区中学校統合事業、雄物川地区小学校統合事業、学校給食センター統合事業やスクールバス購入及び運行管理事業などにより、教育関係施設の整備並びにソフト面の充実に努めます。

「あなたの知恵・あなたが主役のまちづくり」では、元気の出る地域づくり事業及び地区会議支援事業などにより、活力にあふれ個性のある地域づくりを推進してまいります。

特別会計におきましては、国民健康保険特別会計ほか19特別会計総額で、前年度と比較して1.6%増の264億6,877万6,000円となっております。このうち介護保険特別会計では、保険給付費の増と今後の運営を見据えた基金積立金の増などで、9億9,592万9,000円の増額となっております。

また、後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療広域連合納付金の伸びにより8,484万3,000円の増額となっております。

病院事業、水道事業及び下水道事業からなる企業会計では、前年度と比較して18.3%増の189億9,569万5,000円を計上しております。

以上の結果、平成24年度の全会計予算総額では、前年度比0.4%増の946億4,447万1,000円となっております。

4番目の平成24年度の主要施策等についてであります。

(1)の横手の元気づくりについてであります。当市の大きな課題の一つである交流人口の増加を目指すためには、さらに魅力的で元気な横手をつくることが重要と考えております。このためには、未来を担う人材の育成が急務と考え、昨年、「横手のために自分のチカラ研究所」をスタートさせ、地元の核となる若者に対し、発想の転換、アプローチの方法などみずからを伸ばす取り組みを行っており

ます。平成24年度は、この研究所を継続しながら、受講生によって生み出された斬新なアイデアを市民の皆様へ還元してまいりたいと考えております。

また、元気な町をつくるには元気な人材が必要であります。そのため、市外で活躍する優秀な人材が横手の応援団として来てくれるような魅力づくり、受け皿づくりに力を注ぎたいと思います。さらに、定年退職など仕事や暮らしを転機として、第二の人生を横手で過ごしてみたい、そんな方々の受け入れを行うシステムづくりに取り組みたいと考えております。相手の身になって、住まいや仕事、移り住むことへの不安などを解消し、親身になって相談に応じる体制づくりを進め、選ばれる横手を目指してまいります。

(2)の地域づくり協議会についてであります。

平成22年度に発足した地域づくり協議会は、来年度初めて委員の改選を迎えます。地域の理念や目標を掲げ、活動の基本方針を明確に示した地域づくり計画、そして、各地域の個性や特色を最大限に生かした元気の出る地域づくり事業を第2期地域づくり協議会委員の皆様と連携を深めて取り組んでまいります。

第1期地域づくり協議会委員の皆様には、これまで熱意を持って取り組んでくださったことに対し、心からお礼申し上げますとともに、新たに委員になられる方々には、当市を元気にするための意見や提案について活発に議論いただくことを期待しております。

市では、そうした意見や提案をもとに、住民主体のまちづくり活動を総合的にサポートし、より一層の活性化が図られるよう、元気な地域の創造と発展に向け努力してまいります。

(3)の地域づくり相談員の設置についてであります。

人口減少と高齢化の著しい集落の活性化を図るために、昨年7月から増田地域の上畑、滝ノ下集落と大森地域の上坂部・金井神集落をモデル地域として、試験的に集落支援員を一人ずつ設置しました。集落支援員の役割としましては、地域の困りごとや相談などの声を行政へ届ける連絡調整、地域住民同士が集落の現状や課題について話し合う場づくりを行うほか、集落を巡回して生活環境や農地・森林の状況を把握してもらうこととしており、活動内容を毎月報告いただいております。

今年4月からは、名称を地域づくり相談員として設置規則を定め、さらに増員を図り本格的に活動していただくこととしております。地域づくり相談員につきましては、人口の減少と高齢化が顕著であり、コミュニティとしての機能維持が困難になることが見込まれる集落へ設置する予定としております。地域の実情やニーズを踏まえ、集落としての機能を維持し、活性化を図ることができるものと期待しております。

(4)の横手市中学生海外派遣事業の実施についてであります。

国際交流の推進と将来の横手市を担う人材育成の観点から、横手市中学生海外派遣事業を実施いたします。感性豊かな成長期にある中学生の海外での体験は、積極的かつ前向きな考え方を身につけ、地域づくりや社会貢献に寄与する視野の広さを培うことができるものと考えております。

派遣先につきましては、これまで派遣実績のあるオーストラリアを基本とし、時期につきましては11月中旬以降を予定しております。派遣の人員は最大で20人程度を想定し、市立の中学生を対象に参加を呼びかけてまいります。

(5)の生活環境施策についてであります。

その中の①国民健康保険についてであります。

国保事業の財政運営につきましては、平成22年度に策定した国民健康保険事業財政健全化計画に基づく法定外繰り入れにより、一定の財政安定化が図られたものと考えておりますが、昨年12月以降の医療費が急激な伸びを見せていることから、事業の運営は依然として厳しい状況となっております。

国では、国保税の課税限度額を現行の77万円に据え置くこととし、今通常国会に低所得者の国保税軽減措置の拡大や、保険者支援制度の拡充など、制度改正案を提案しております。国保特別会計予算につきましては、こうした内容を踏まえながら6月定例会で本格的な審議をしていただくこととなります。

なお、平成24年度は財政健全化計画による事業運営の最終年度であり、国保税の改正内容をよく見きわめた上で、今後の方向性を示すこととしております。

②の後期高齢者医療制度についてであります。

後期高齢者医療制度においては、財政運営期間が2年間と定められており、平成24年度からの保険料率は、均等割額と所得割額がともに引き上げられ、一人当たりの平均保険料は今年度までの3万7,214円より5.08%高い、3万9,105円となります。新しい保険料率は、2月13日に開催された秋田県後期高齢者医療広域連合議会で決定したもので、国から示された医療給付費等の伸び率や、県内の被保険者数の増加をもとに算定されております。

なお、後期高齢者医療保険料の賦課限度額は、平成20年度の制度導入以来、初めての引き上げとなり、50万円から55万円になります。これは、国が平成20年度から今年度までに、国保税の介護納付金を除く賦課限度額を1割増額したことを踏まえて、後期高齢者医療保険料についても1割相当の5万円を引き上げるものであります。

③の県の福祉医療制度の拡大についてであります。

県では、子どもの医療費の助成について対象を拡大し、早ければ今年の8月から新制度に移行する方針を決めております。これまで、未就学児までの通院・入院について、所得制限を設けて助成してきましたが、対象を小学校6年生までの通院・入院に拡大し、あわせて所得制限を緩和するとしております。

現在、当市では、県の制度をさらに拡大し、所得制限を設けずに小学生の入院医療費についても助成しているところであり、新制度に移行すると、単独で実施している小学生の入院医療費分は、所得制限分を除いて県から2分の1の財政支援を受ける形となります。また、小学生の通院医療費分については、新たに当市で半額の負担が生じることとなりますので、助成内容を検討してまいります。なお、今議会に提案している平成24年度予算には、県の制度拡大分を反映しておりませんのでご理解くださるようお願いいたします。

④のごみ処理統合施設整備事業についてであります。

ごみ処理統合施設整備事業実施に伴う建設候補地周辺の環境への影響につきましては、1年間の調査を経て昨年11月末に終了しており、総合的に見て支障のないものと評価できたことから、市内柳田字久右エ門沼新田及び中村地内の土地に、ごみ処理統合施設を整備していくことといたしました。

調査の結果については、昨年12月18日に市民全体の説明会を栄公民館で開催し、その後、栄地区町内会長会議や市内8地域の地域づくり協議会でもご報告申し上げ、現在は栄地区の各町内会の意向を確認しながら、報告会を順次開催しております。

また、昨年12月19日から1カ月の縦覧期間を経て提出いただいた意見書につきましては、文書で回答したほか、その内容は市ホームページでも公表しております。これまでの説明会などでは、市民の皆様から施設の安全性や風評被害への懸念の声をいただく一方、より安全に配慮した施設を建設してほしいといったご意見や、施設周辺の環境整備について、さまざまなご要望をいただいております。これらのご要望を踏まえ、平成24年度の当初予算には、施設周辺の交通安全対策として、市道堤美砂古線の拡幅などの関係経費のほか、建設予定地及び搬入路の用地取得費や補償費についても計上しております。なお、用地測量の結果、登記面積は約5ヘクタールでしたが、法定外公共物を加えた全体面積は約8.9ヘクタールとなっております。

建設工事のスケジュールにつきましては、基本設計作業を6月ごろまでに終了させ、施設の運営方式など具体的な方針を決定した上で事業者選定作業を行い、平成24年度末に事業発注する予定としております。また、施設の余熱利用につきましては、市民の皆様との意見交換や施設整備検討委員会での意見を参考にしながら、発電の有効性も含めて検討を進めてまいります。

次に、周辺環境の保全を図るために設置を検討してまいりました環境保全委員会につきましては、設置に関する条例を今議会に提案しております。委員構成は施設周辺の町内会やPTA、土地改良区など周辺環境に密接な関係を有する方、各地域の代表の方など合計25人以内とし、環境調査の結果や事業の進捗状況に対するご意見をいただきたいと考えております。

今後も引き続き、地元町内の皆様との意見交換や環境学習会、施設見学会など、事業に対するご理解をいただくための取り組みを継続して行ってまいりますので、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

(6)の健康福祉施策についてであります。

その中の①、第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画についてであります。

当市の高齢化率は昨年12月末の時点で県平均を上回る30.8%となっており、10年後には40%を超える見込みです。さらに20年後には要介護者数のピークを迎えることが想定され、将来を見据えると来年度からの3カ年は重要な期間になるものと認識しております。

さて、昨年の豪雪が落ち着く間もなく発生した東日本大震災を受け、地域においては、人の絆の大切さが再認識されております。今回の計画策定に当たり、市民の皆様との意見交換の中でも、今後の高齢

化社会を支える上で、地域の絆の大切さを訴える意見が最も多かったようであります

市民の皆様のご意見を受け、第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画をまとめたところですが、今回の計画においては、目指すべき将来像を「横手市に暮らす誰もが 未来への希望を抱き 生きていくために家族の絆・地域の絆を深め 共に支え合い 助け合う地域社会」と決めました。この将来像実現のため、計画においては「高齢者への地域における支援体制の強化」、「高齢者の自立した生活の維持」、「介護保険事業の円滑な運営」の3つを基本目標としております。

介護施設の基盤整備につきましては、第5期中に89床の特別養護老人ホームの整備をすることとし、これを含む介護サービス全体を支えるため、第5期の介護保険料については、基準月額5,139円が必要と見込んでおります。この保険料率などについては、今議会に介護保険条例の一部改正を提案しております。

②の地域ケア体制の構築についてであります。

地域に住むだれもが、必要な医療・介護等のサービスを受けながら、住みなれた地域や家庭で安心して自分らしい生活が送れるよう、地域ケア体制の構築に取り組んでまいります。これは、保険、医療、介護、福祉の関係者及び関係機関が有機的に連携し、在宅の高齢者等が地域において包括的かつ継続的なサービスを受けながら、安心して暮らすことができる体制の構築を目指すものです。

具体的には、地域包括支援センター内に、在宅療養連携拠点を設けることとし、新たに配置する地域ケアコーディネーターが中心となり、研修会などによる人材育成や、在宅療養に携わる関係者の連携を通して、高齢者等が地域で暮らし続けることのできる仕組みづくりを検討してまいります。高齢者等の地域での生活を支えていくためには、医療・福祉などの関係者がおのおのの専門知識を生かし、積極的な意見交換や情報共有を進めていく必要があります。地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員など、多くの職種を結びつける役割を市が積極的に担い、高齢者等の在宅療養の支援が円滑に行われるよう事業を進めてまいります。

③の健康づくり事業の推進についてであります。

市民の皆様が心身ともに健康で充実した生活が送れるよう、保険、栄養、運動の各分野が一体となった健康づくりの指針である「健康よこて21」計画を着実に進めてまいります。

保健事業につきましては、新たに妊婦の方と生後6カ月から中学生までを対象とした季節性インフルエンザ任意予防接種の一部助成を行います。また、定期の予防接種に加え、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンの接種費用全額助成も継続しながら、予防接種事業の充実を図り、疾病の発症予防や重症化防止に努めてまいります。

各種健診につきましては、県内他市と比べて高い受信率となっておりますが、日曜健診や早朝健診を継続し、電話での個別受診勧奨を行うなど、さらなる受診率の向上を目指してまいります。また、対象年齢の方々に無料でがん検診を受診していただくクーポン券事業を継続し、受診しやすい環境づくりと健診の重要性の周知を図ってまいります。

栄養改善事業につきましては、食習慣調査による診断を行いながら、よりよい食生活習慣を身につけていただくための生活習慣病予防に努めてまいります。

健康の駅推進事業につきましては、公民館や町内会館などの身近な場所を活用し、地域密着型の「小規模駅・中規模駅」事業の充実を図ってまいります。そこでは、「健康の駅よこてらくらく体操」による運動とあわせ、保健指導や栄養相談を組み合わせ、顔見知りの仲間と楽しく健康づくりができる環境を整えてまいります。

④の子育て支援についてであります。

平成24年度は「横手市次世代育成支援地域行動計画」後期計画の中間年となることから、これまでの施策の検証を行うとともに、着実に計画を推進し、横手で子育てしたい、子育てしていてよかったと思っただけのような支援の充実を図ってまいります。具体的には、Y<sup>2</sup>（わいわい）ぷらご内に開設した横手市児童センターを拠点に、各地域の子育て支援センターと連携を強化し、あわせて子育てに関する相談者への情報提供や、問題解決へのワンストップサービスの充実に向け、子育て支援総合コーディネーターの人材養成に取り組んでまいります。加えて、年々要望が増加している学童保育につきましても、指導者研修の充実や適切な施設運営により、保護者が安心して仕事と子育てが両立できる環境づくりに努めてまいります。

また、すこやか子育て支援事業による保育料助成については、所得税課税世帯に対する市のかさ上げ補助を継続し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

次に、保育所の民営化計画につきましては、地域の実情や私立と公立の役割分担などを考慮するとともに、施設運営の効率性やサービス水準の検証を行いながら、民間保育所の持つ機動性や柔軟性が発揮され、多様化する保育ニーズに対応できるよう、平成25年度の計画策定を目標に準備を進めてまいります。

(7)の産業振興施策についてであります。

その中の①農業振興についてであります。国は農林漁業の再生を早急に図るため、7つの戦略からなる「我が国の食と農林漁業再生のための基本方針・行動計画」を平成23年12月にまとめております。この計画は、持続可能な力強い農業の実現を戦略の一つとしており、市では農家の皆様との話し合いによって、地域農業マスタープランを策定し、新規就農者の増加や農地集積の推進を目指してまいります。

また、6次産業化を促進する戦略では、国や企業などが出資する「農林漁業成長産業化ファンド（仮称）」が創設されます。市では、県、JA、農業団体と連携しながら、事業者への資本提供や経営支援の仕組みを検討し、地域密着型の6次産業化を推進してまいります。

次に、農家所得の一層の向上を図るため、新たな多機能型直売所の整備に向け、基本構想の検討を行うための協議会を設置いたします。検討に当たっては、横手の特色が前面に出せるようアドバイザーを招聘し、直売所や加工所、レストラン、各種体験機能をあわせ持った施設の設置を目指してまいります。また、実験農場とJAでは、産地化へ向けた新規作物の試験栽培などに取り組んでいますが、そうした

最新情報はよりの確に伝える必要があります。そのためには、行政や農業団体等が一体となった農業技術センターを創設し、情報の共有・一元化を図って、営農情報や施策の情報、地域情報などを各農家へ電子メールなどで発信する仕組みを整えてまいります。なお、昨冬の豪雪により、甚大な被害を受けた果樹農家に対しましては、引き続き復旧・復興のための対策を講じてまいります。

②の米の需給調整についてであります。

平成24年産米の需給調整に関しましては、県から示された生産数量目標が5万6,562トン、面積に換算しますと9,635ヘクタールであります。前年と比較し59トン増加しており、率としては0.1%の増となりました。これを受け、2月1日に開催された横手市農業再生協議会総会において、県から示された生産数量目標を上限として、市内すべての農家に一律に配分することを決定し、2月6日にはJAなどの方針作成者へ通知しております。また、平成24年産米の県間調整が見込めない状況からJAなどの方針作成者と連携し、農業者が転作目標面積を達成できるよう指導に努めてまいります。

生産性向上などの取り組みとしましては、国の産地資金や市の助成のほか、県の支援事業も活用しながら、国の戦略作物である大豆・そばなどとあわせ、市の重点振興作物であるスイカ・枝豆など、作付拡大や産地づくりの支援を行ってまいります。

③の農村整備と森林整備の推進についてであります。

農村整備事業の農地・水・環境保全向上対策につきましては、来年度より新たに用排水路や農道の長寿命化への取り組みを拡充した農地・水・保全管理支払交付金制度が創設され、平成28年度までの5年間、2期対策として引き続き実施してまいります。この新たな制度の利用申し込み活動組織数は、2月17日現在で102組織となっております。

次に、中山間地域の未整備地域において、戦略作物等の生産拡大を図るため、山内三又地区で中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業を実施し、水路整備と暗渠排水整備などを行ってまいります。また、大雄地域を流れる蛭野・角間川堰改修の事業化に向けて、2年間の予定で調査を実施してまいります。

森林整備事業につきましては、秋田県水と緑の森づくり税を財源とした、ふれあいの森整備支援事業として、増田地区の吉野いこいの森駐車場整備や雄物川地域の鍛冶台いこいの森駐車場整備を行ってまいります。

④商工業の振興についてであります。

商業振興については、商工団体等が連携して行うにぎわい創出事業や、食のマッチングプロジェクトを展開し、地域の資源を生かした産業振興の掘り起しが、市全体に波及されるよう支援してまいります。また、商店街のイベントへの取り組みや魅力あるお店づくりへの支援を行うとともに、起業・創業支援などを推進し、地域の活性化と新たなにぎわい創出に努めてまいります。

工業振興については、新製品・新技術の創出や産学連携の取り組みに対する市独自の施策を継続し、地元企業の経営基盤の強化、産業の活性化、新卒者等の雇用や育成支援も進めながら、雇用の拡大、創出につながるよう事業を展開してまいります。また、これまで構築してきた市内外の企業や人とのつな

がりを有効に活用し、県南工業振興会、各地域の工業団体連絡会などとも連携を深めながら、企業の体質強化に結びつく研修やセミナーを実施し、企業振興に取り組んでまいります。

⑤の観光の振興についてであります。

昨年5月上旬にJRデスティネーションキャンペーン秋田開催の発表があり、翌6月には平泉文化が世界遺産に登録され、平泉とゆかりの深い横手市に少しずつ明るい光が差し込んできました。国の重要伝統的建造物群保存地区に申請手続を予定している増田の町並みは、当初の計画より半年間前倒しのできる見込みとなり、平成25年のJRデスティネーションキャンペーン本番の強力な観光資源になるものと期待しております。

また、平成24年度から観光振興計画アクションプランを実施いたします。フィルム・コミッション事業をメディア戦略の一環として継続実施し、全国への魅力発信に努めてまいります。後三年合戦の伝説が残る市内30カ所には、案内看板を設置するとともに、平泉町を訪れる観光客に対しても周知してまいります。また、史跡や施設の案内にとどまらず、交通案内や乗り物手配、宿泊案内、予約の照会などができる観光専門ボランティアを養成する横手観光塾を新たに開講し、誘客促進に向けて「おもてなしの心」の普及啓発に努めてまいります。

昨年10月から12月まで運行しました県南周遊バス「こまち蔵しっく号」のコースには、後三年関連施設、増田の町並みが入っており、今後も各自自治体と連携して継続させ、採算性を高めながら運行期間の拡大を図ってまいります。さらには、この2つの観光資源の魅力アップを図り、着実に観光客を増加させるための滞在型通年観光に力を入れてまいります。

⑥の食と農を基点とした所得向上対策についてであります。

農家所得を向上させる新たな取り組みといたしましては、仙台圏や首都圏などへの販売拠点づくりを継続して進めてまいります。また、全国有名百貨店に70店舗を出店し、当市の農産物を扱っていただいている株式会社九州屋での販売強化など、売れる拠点及び情報発信の場を拡大し、「食のまち横手」の知名度アップと農家所得向上に取り組んでまいります。このほか、新たな流通手段の開拓、地元販売組織の立ち上げ、食のマッチング商談会及び発酵のまちづくりなどに取り組み、売れる仕組みづくりを推進してまいります。市民の皆様が食で潤う町を目指し、生産組織や関係機関との連携を図りながら、積極的なマーケティング活動に取り組んでまいります。

(8)の建設行政施策についてであります。

①道路事業についてであります。

平成24年度の道路整備につきましては、交付金事業として、幹線道路の改良及び歩道の新設7路線、舗装補修工事の11路線を予定しております。その主なものでありますが、横手工業団地へのアクセス道路である杉沢安本線では、JR安本踏切の改良と前後の取り付け工事を行い、平成24年度中に全線が完成する予定となっております。条里跡般若寺線では、現在、県道金沢吉田柳田線との交差点部分から西側の中猪岡地区を施工中であり、未整備区間の大雄八柏地区についても、工事の実施に向け、測量調査



を行うこととしております。

また、横手地区統合小中学校の通学路整備としましては、学校隣接道路の歩道新設工事や石町交差点側からJR陸成踏切までの朝倉線に歩道整備を行うため、関係者や関係団体と協議を重ねてまいります。くらしのみちづくり事業につきましては、地域内幹線道路や生活道路19路線の整備を進めてまいります。

②の都市計画事業についてであります。

横手駅周辺で施行してきたまちづくり交付金事業につきましては、震災等の影響で駅舎や東西自由通路等の完成が3カ月遅れたため、東口駅前交流広場改修工事などを平成24年度に繰り越し、早期の完成を目指してまいります。

景観計画につきましては、今年度に策定される計画に基づいて、市景観条例や屋外広告物条例などの制定を進める予定であります。十文字・増田地域のまちづくりにつきましては、増田地域では伝統的建造物群保存計画策定事業の進捗に合わせ、関連する区域の町並み環境整備計画の作成に着手いたします。また、十文字地域では、これまでの検討をもとに地域の皆様とまちづくりの方針についての意見交換を行い、事業計画策定の準備を進めてまいります。中央線街路事業につきましては、県と協働で用地買収と建物移転補償を進めてまいります。

公園事業につきましては、赤坂総合公園と前郷墓園の駐車場等の整備及びバリアフリー化を進めるとともに、都市公園の長寿命化計画と今後の公園の維持整備方針を策定いたします。

(9)の上下水道事業について。

①水道事業についてであります。

上水道事業では、長引く経済不況や一般家庭の節水により、使用水量が減少傾向にありますが、今後もさらに経営の効率化を進め、経営の安定に努めてまいります。

平成24年度の主な施設整備につきましては、大沢第二浄水場の建設工事と大沢第二浄水場から愛宕山への送水管整備に着手いたします。

配水設備改良事業につきましては、横手地域のすこやか横手、雄物川地域の雄水苑及び十文字地域の憩寿園までの配水管耐震化工事を行い、震災時においても給水できる体制を確保いたします。

成瀬ダム利水関連事業並びに施設の統廃合事業につきましては、増田地域の戸波、在城及び真人地区、平鹿地域の萩ノ目地区、雄物川地域の東部地区への配水管を整備するほか、増田、十文字地域へ配水するための真人配水池の詳細設計を予定しております。

②の下水道事業等についてであります。

公共下水道事業につきましては、特別会計から企業会計に移行するため、今議会には公営企業として初めての横手市下水道事業会計予算を提案しております。

平成24年度は、下水道事業計画の変更認可申請を予定しており、市全体の下水道と浄化槽等について整備区域の見直しなど、新たな生活排水処理構想を策定いたします。さらに、下水道施設の効率的な維持管理に向けて下水道長寿命化計画を策定するための基礎調査にも着手いたします。

平成24年度に整備する工事箇所につきましては、横手地域では八王寺、三枚橋及び上真山地区、平鹿地域では馬鞍地区、雄物川地域では船沼地区を予定しております。

集落排水施設整備事業につきましては、横手地域の金沢地区における汚水処理施設を整備し、平成25年度の一部区域の供用開始に向け事業を進めてまいります。浄化槽整備事業では、個人設置型浄化槽135基の助成と、市設置型浄化槽36基の整備を予定しております。

(10)の市立病院についてであります。

医療と介護保険の同時改定となった平成24年度の診療報酬は、プラス0.004%の改定となりましたが、医師不足や看護師不足など病院事業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。このような中、横手病院と大森病院は、引き続き互いに協力して地域との連携を図り、それぞれの特徴を生かしながら安心・安全な医療の提供と健全な病院運営に努めてまいります。

横手病院は、増築並びに改修工事により、昨年完成した新しい病院施設を最大限に活用し、地域の人々に信頼される病院を目指し、安心できる良質な医療の提供と心触れ合う人間味豊かな対応によって、地域医療・保健に貢献してまいります。平成24年度は、A棟の非常照明設備取り替えなどの工事、電話交換機の更新、手術室生体情報管理システムや低温プラズマ滅菌装置の導入など医療機器等の整備、職員駐車場用地の取得を行うこととしております。

大森病院は、保険・医療・福祉・介護が一体となった地域包括医療のさらなる推進を図りながら、地域に密着した患者さん中心の医療、患者さんの視点に立った医療の提供に努めてまいります。平成24年度は、女性医師・看護師等の確保のため院内保育所及び女子更衣室等増築を計画しております。これは、病院に勤務する女性医師や看護師等の出産後の離職防止、潜在看護師等の再就職の促進、多様なライフステージに応じて活躍できる職場・就労環境の改善を図ろうとするものです。また、電子カルテなど医療情報システムの更新など、医療機器の整備もあわせて実施いたします。

(11)の山内地域局庁舎建設についてであります。

新庁舎の建設に当たりましては、地域づくり協議会委員及び有識者、地域内の団体・組織の代表者からなる検討会議を設置し、計画の概要を協議してまいりました。新庁舎は地域局機能、公民館機能、消防分署機能を備えた複合施設として整備することといたしました。平成24年度は新庁舎の建設に向けて、敷地内にある山内公民館など3棟の解体工事と新庁舎の実施設計を行ってまいります。

5番目の平成23年度事業等の進捗状況についてであります。

(1)横手市国土利用計画の策定についてであります。

当市の土地利用のマスタープランとなる横手市国土利用計画につきましては、各地域づくり協議会の意見や県との事前協議を踏まえ、計画案を策定いたしました。

この計画案は、国土利用計画法の規定により、市の基本構想に即すものでなければならないことから、横手市総合計画後期基本計画の改定時である平成23年度に合わせて策定したものであります。当市の限られた土地資源をよりよい状態で次世代に引き継ぐ姿勢の表明として今議会に提案しております。

(2)の国保共同事業の拠出金算定誤りについてであります。

秋田県国保連合会が、保険財政共同安定化事業と高額医療費共同事業の拠出金を誤って算定したことにつきましては、平成23年度の拠出金で算定誤り分を相殺することに決定いたしました。この結果、本市には平成21年度と22年度において過大に拠出した7,845万8,812円を平成23年度の拠出金から差し引いて調整されることになりました。この中には、国保財政健全化計画により、平成22年度に一般会計から法定外繰り入れした4,108万4,011円が含まれることから、国保特別会計への実質返還額は3,737万4,801円となります。この返還金につきましては、国保財政の安定を図るため、財政調整基金に積み立てることとして補正予算を計上しております。

(3)の緊急雇用経済対策についてであります。

平成23年12月末現在のハローワーク横手管内の有効求人倍率は0.53倍であり、前年同期比で0.19ポイント上回っております。昨年の5月以降、有効求人倍率は少しずつ回復傾向にありますが、厳しい状況に変わりはありません。また今春、高校を卒業する予定者の管内の就職状況であります。12月末現在で就職希望者259人のうち、県内就職が112人、県外就職が113人となっております。内定率は86.9%であり、前年同期比で1.3ポイントの増加にとどまっており、依然厳しい状況であります。

市の緊急雇用経済対策として実施している企業緊急雇用安定助成事業補助金の1月末現在の実績は、7社、47件、約250万円の交付額であります。同じく、市の新規雇用奨励助成金の実績は1月末現在で50社、138人で、交付額は2,430万円であり、雇用の拡大につながっているものと考えております。

なお、12月定例議会で決定していただきました新卒者等雇用・育成支援事業につきましては、企業訪問や市のホームページなどで周知しているところであり、関係機関と連携を図りながら求人掘り起こしに努めてまいります。また、緊急雇用創出臨時対策基金事業及びふるさと雇用再生臨時対策基金事業は、12月末まで44事業、197人の雇用となっております。今年度で一部終了する事業もありますが、有効に事業活用を図りながら今後も経済対策、雇用対策を展開してまいります。

(4)の除雪対策についてであります。

今冬は、1月16日時点での早朝出勤回数は20回に上り、昨シーズンを6回上回る除雪出勤となりました。そのため、同日付で4億円を追加補正する専決処分をさせていただきました。連日の降雪により、2月12日には144センチメートルの最大積雪深を記録しております。気温も低い日が続き、2月17日現在、真冬日は昨年と比較し16日多く、平均気温もマイナス1.7度であり、昨年より1.3度下回っております。また、これまでの出勤回数も35回に上っております。

今年度は、県及び地域局間で県道と市道の除排雪について情報交換を行っているほか、昨年以上にパトロールを強化し、排雪や雪壁の除去など早めの作業を進めております。今後も冬期の安全・安心を確保するため、きめ細かな除排雪作業の実施に努めてまいります。

(5)の総合雪対策基本計画への取り組み状況についてであります。

今年度から2カ年で取り組みを始めた総合雪対策基本計画の策定につきましては、これまで庁内検討

会や計画策定委員会を開催し、課題の整理を行ってまいりました。特に、共助による地域除雪の展開では、市内3カ所を除排雪モデル地域に位置づけ、地域除排雪への取り組みの実証実験を行っております。このほか、雪による農業被害防止対策につきましては、果樹農家の希望者を対象に雪害防止対策の技術講習会を実施したほか、1月中旬には、全果樹農家に対し積雪状況や樹木の早期雪おろし喚起を通知するなど雪害防止に努めております。

平成24年度は、高齢社会を反映した雪おろし作業時等の事故防止対策や雪に強い住宅づくり、除排雪にかかわる市民ルールのあるあり方、雪おろしや除雪の担い手の確保などについても重要課題と位置づけ、今年度の取り組みを整理しながら計画を策定してまいります。

(6)のスマートインターチェンジ設置可能性検討の取り組み状況についてであります。

スマートインターチェンジにつきましては、湯田インターチェンジから横手インターチェンジ間、横手インターチェンジから大曲インターチェンジ間で調査を行い、設置の可能性がある箇所の整理を行っております。今後、各インターチェンジ間の1カ所ずつについて、概略設計や費用便益分析、採算性の検討を実施し、報告書を年度末までに取りまとめる予定としております。スマートインターチェンジの設置が早期に実現できるよう、国や県、ネクスコを初めとした関係機関や各種関係団体と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、市議会の皆様からのご支援をよろしくお願いいたします。

(7)の小中学校統合事業についてであります。

平成24年4月1日に開校する横手明峰中学校の建築工事につきましては、工期を2月24日までとしておりましたが、東日本大震災の影響に加え、年明けの大雪の影響も大きく、工期を12日間延長し、3月7日までとしたところです。また最後に残った外構工事につきましては、工期どおり3月末に完成する予定となっております。工事以外でも、スクールバスや備品の移転などについて、万全の体制で開校を迎えることができるよう準備を進めているところであります。雄物川・大森・大雄の旧3町村の枠を超えた統合となりましたが、地域や保護者の皆様方からご理解、ご協力をいただき、開校に向けていよいよ最終段階にまでこぎつけることができました。

次に、平成25年度に開校を予定している横手北中学校の建設工事につきましては、年末に校舎・体育館のくい打設工事が終わっております。現在は積雪のため工事を休止しておりますが、今後敷地内の除雪作業を行いながら、工事を再開いたします。屋外体育施設建設工事につきましては、契約議案を今議会に提案しております。

また、平成27年度開校予定の雄物川地区統合小学校につきましては、現雄物川中学校の解体工事設計と新校舎の建設工事設計を行っております。同じく平成27年度開校予定の大雄地区統合小学校につきましては、大雄地区小学校統合検討委員会において、田根森小学校と阿気小学校を廃止し、現在の田根森小学校校舎を活用することが決定されました。今後、新たな統合小学校として、田根森小学校の教育環境の整備などについて検討を行ってまいります。

(8)の学校給食センター統合建設計画の推進についてであります。

学校給食センターの統合に伴う新センター建設につきましては、平成24年6月29日までの期限で、設計業務を委託いたしました。新センターは中学校4校、小学校11校に提供する4,500食規模で、鉄骨づくり一部2階建てとし、延べ床面積は約2,500平方メートルを計画しております。建設場所は、横手地区統合小・中学校地内の北東側の一角で、現在地質調査業務の発注手続を行っております。

建設工事は、国からの事業内示や造成工事の完成予定時期などから、今年10月以降の着工となる予定であります。また、工事期間は平成25年度までの継続事業で行い、平成26年4月からの供用開始を目指しております。なお、現在の7センターが4センターへと変更になることから、設置条例の一部改正について今議会に提案しております。

6番目の補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定、決算見込みによる減額などが主な内容となっております。補正額は7億8,571万6,000円の減額で、補正後の歳入歳出予算総額は548億2,031万4,000円であります。主なものを申し上げますと、国民健康保険特別会計繰出金に減額の1億3,239万5,000円、強い農業づくり交付金事業に3億440万7,000円、まちづくり交付金事業に減額の2億5,490万円、緊急告知FMラジオ設置事業に6,140万7,000円、中学校統合事業に減額の9,205万円、災害復旧費に減額の1億2,961万1,000円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、諮問案件7件、専決処分報告案件4件、専決処分の承認案件1件、条例の制定など条例関係21件、その他の案件6件、平成23年度一般会計補正予算案など補正議案14件、平成24年度予算の繰り入れ案件3件、平成24年度予算案24件の合計80件であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時10分といたします。

午前11時38分 休憩

午後 1時10分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎教育長の平成24年度教育方針に関する説明

○佐藤清春 議長 日程第5、教育長より平成24年度教育方針に関する説明を求めます。教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 平成24年3月横手市議会定例会の開会に当たり、これまでの市教育行政に対するご指導、ご支援に深く感謝申し上げます。

急激な社会の変化に伴い、家庭、学校、地域社会等、教育を取り巻く環境は大きく変わってきており

ます。そんなときだからこそ教育委員会は、教育における不易流行をしっかりと見きわめ、教育課題の解決に取り組むとともに、教育の一層の充実を図らなければならないと考えております。

教育委員会では、本市の教育目標をこれまでの「あなたの夢の応援団～あたたかく かしこく たくましく～」から、平成24年度は『「夢」大きく、「笑顔」輝き、「郷土」を支える人を育てる学びのふるさと横手』と新たにします。それは、現在の厳しい経済状況や少子高齢化等の影響が大きい状況のもと、市民や児童生徒が夢や希望を持ち、明るく前向きに生きていくこと、一人一人がふるさと横手に愛着を持つとともに、横手を支える人材として活躍できることを目指すことが、今後、本市においては極めて重要であり、教育の果たす役目と判断したことによります。

ここに以上のことを踏まえた平成24年度の教育方針をご説明申し上げます。

教育委員会では、平成24年度、本教育目標具現化のため、「学校教育の充実」、「生涯学習の推進」、「地域文化の振興」、「生涯スポーツの振興」の大きく4つの視点から施策や取り組みを進めてまいります。

初めに、一つ目の視点、学校教育の充実についてであります。小学校においては、平成23年度から新学習指導要領が既に全面実施となっておりますが、中学校においても平成24年度から全面実施となります。新学習指導要領で重視される確かな学力、豊かな心、健やかな体からなる生きる力をはぐくむためには、各学校に学習指導要領の趣旨を浸透させて、一層の学校教育の充実に取り組むとともに、家庭、地域社会と連携して望ましい学習習慣を確立するなど、生涯学習の基礎づくりを行う必要があります。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、子どもたちに安全・安心な学びの場を保障するためにも、防災教育にもさらに力を入れてまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、このようなことを踏まえて教育活動を一層充実させるために、教育環境の整備と学校施設の整備に努めてまいります。

(1)教育環境の整備についてです。

初めに、児童生徒にとって楽しい学校教育の創造を念頭においた教育環境の整備についてであります。

1点目として、「新学習指導要領の趣旨を生かした授業改善の一層の推進による学力向上」を目指します。これまでも学校教育の最重要課題である学力向上に向けて、市内全小・中学校が言語活動を中核に据えた教育課程の整備と授業改善に取り組んでまいりましたが、児童生徒の確かな学力の向上のために、一層の支援をしてまいります。

平成24年度からは、横手市学校教育全体の研究主題を、新たに『「言語活動の充実」による確かな学力の育成』と設定し、これまで3年間取り組んできました研究指定事業を、より深化・発展させてまいります。具体的には、中学校区を単位とした小・中学校6校を研究指定校として、習得と活用による確かな学力の育成、指導と評価の一体化等の視点に沿って、実践研究を推進して研究指定校の学力向上を図ります。さらに、研究指定校が市内全小・中学校へ成果を発信することで、指定校以外の学校においても同様の実践研究が行われるようにし、本市すべての学校が一丸となって言語活動にかかわる指導の

改善と学力向上を図ることができるよう支援してまいります。

また、小学校5、6年生において、外国語活動の学習が年間35時間既に実施されていることから、国際社会に生きる子どもたちの異文化理解を推進し、コミュニケーション能力の素地を養う小学校外国語活動の実践と研修に一層力を入れてまいります。平成24年度も各学校の5、6年生にALT（外国語指導助手）を年間20時間程度派遣して実践と研修を充実させるとともに、研修会を年2回開催し、小学校教員が外国語活動の授業実践力を身につけるための支援をしてまいります。

2点目は、関係機関との連携推進に基づく特別支援教育の体制の整備・充実といじめ・不登校等の根絶を目指した生徒指導の充実であります。

障害のある子どもたちへの特別支援教育は、学校教育の中でも重要な位置を占めております。そのため、各学校においては特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の充実が図られております。しかし、より一層、教育的ニーズに応じた支援を可能とするため、これまでも配置している学校生活サポート員を学校の実情に応じて再配置いたします。さらに、文部科学省委託の特別支援教育総合推進事業の活用や、幼稚園・保育所、市健康福祉部との連携により、就学前から一貫した指導・支援ができる体制を整備してまいります。

生徒指導の充実については、これまでも学校において「いじめ・不登校等対策委員会」を組織しながら、全校体制でいじめや不登校の未然防止及びその対応等、きめ細かな指導を行っているところです。教育委員会といたしましても、これまでも行ってきたいじめや不登校等の調査を定期的に行うなど、実態把握に努めるとともに、学校訪問指導や生徒指導研修会を開催するなど、未然防止に向けた取り組みを強化してまいります。また、長期欠席児童生徒の学校復帰に向けた不登校適応教室、南かがやき教室での支援や相談体制の整備に努めてまいります。

3点目は、自分の将来を切り拓く力や望ましい職業観をはぐくむキャリア教育の充実であります。

社会の一員として自立し、たくましく生きていくことができる児童生徒を育成するためにも、各学校において教育活動全体を通じたキャリア教育を推進できるよう支援してまいります。また、児童生徒の発達段階に応じて、系統的に能力や態度を育成するためにも、小・中連携による一貫した取り組みを推進してまいります。

具体的には、次世代ものづくり人材育成事業において、平成23年度新たに実施した小学生対象の職場体験バスツアーの充実によって、中学校の職場体験学習への効果的な接続を図り、市産業経済部、商工会議所や商工会等の協力を得ながら、職場体験学習をより一層充実させるよう取り組んでまいります。

4点目は、安全・安心な教育環境の整備であります。

子どもたちの大切な命を守り、安全・安心な教育環境を整備することが、学校教育における最も重要なことと考えております。

平成24年度からの中学校における新学習指導要領の全面実施に伴い、保健体育において武道が必修化となります。本市のすべての中学校では、柔道を必修とした教育課程を編成する準備を進めております

が、これまでも本市においては、選択授業として柔道に取り組んできた実績がある上、必修化を見通して県教育委員会が実施している体育学習指導者研修会、武道研修講座等で市内の関係教員が研修を計画的に受けており、安全を第一とした指導技術や指導方法の共有化が図られてきております。しかし、柔道での事故の多さを心配する声が多いことから、これまで以上に安全対策が確実に講じられるよう、各中学校に対して指導してまいります。現在、各中学校に武道の必修化に向けて、全体指導計画、安全指導マニュアルなどの作成を行うよう指示しているところであります。また、保護者に対して、平成23年度中に指導内容や安全対策等についての説明を確実に行うよう、各学校に指導しているところであります。

防災対応につきましては、教育委員会において、平成23年5月に小・中学校における地震発生時の対応についてのガイドラインを作成しており、すべての学校で、既に安全計画及び危機管理マニュアルの見直しが行われております。

平成24年度は、各学校において防災避難訓練の内容を充実させることで、災害時の適切な初動対応、避難経路・避難場所の確認、連絡体制の整備等が確実に行われるよう指導してまいります。また、県教育委員会が主催する防災教育指導者研修会や外部講師を招いての校内研修会の活用等、教職員を対象とした研修を推進することにより、各学校において教育活動全体を通じた防災教育が展開され、より一層児童生徒の防災意識や危険回避能力が高まるよう指導・支援をしてまいります。

平成23年度から実施しております校庭等の放射線量やプール水の放射性物質の測定検査は、平成24年度も引き続き実施してまいります。

学校給食の安全性につきましては、農畜水産物等の食品中の放射性物質に関する検査が各都道府県において実施されており、安全性が確認されたものが市場に流通していることから、学校給食用の食材も安全なものであると考えております。なお、本市では平成24年1月から給食に使用している主な野菜等の産地を市のホームページに掲載し、市民の皆様に情報提供を行っております。また、秋田県では平成24年3月から安全・安心のための学校給食環境整備事業により、学校給食に使用する食材の放射性物質検査を実施することとしており、本市でも当該事業を活用しながら学校給食の安全・安心の確保に努めてまいります。

5点目は、食育の推進であります。

これまでも栄養教諭を中心に、給食センターの学校栄養職員が、望ましい食習慣を初めとする食に関する指導を推進してまいりました。平成24年度は、小学校において生活習慣病予防を目的に、栄養教諭や学校栄養職員を講師とした調理実習を行う事業を新たに展開してまいります。また、学校給食におきましても、平成23年度実施いたしました、横手産の食材を多く取り入れた市内統一献立による給食を、平成24年度も提供してまいります。それにより、地場産食材の使用拡大を図るとともに、生産農家の協力を得ながら児童生徒の地場産食材への興味・関心を高めるなど、食育の推進に取り組んでまいります。

次に、「教職員の実践的な指導力を高める研修の充実」を目指した教育環境の整備についてであります。



す。

1点目は、小・中連携教育のより一層の推進を目指します。

平成24年4月から横手明峰中学校が開校することになり、これまでの本市における小・中連携体制が大きく変わることになります。平成24年度は各中学校区を中心とした小・中連携体制を改めて整備するとともに、9年間を見通した学力向上、キャリア教育、生徒指導の充実が図られるよう研修・実践を支援してまいります。

2点目は、学校図書館の活用推進のための研修の実施であります。

平成23年度は学校図書館充実事業や学校図書館活性化事業の実施により、各学校図書館における蔵書の整備が飛躍的に進むとともに、学校司書補助員を活用した効果的な学校図書館運営が推進され、各学校における授業での学校図書館の効果的な活用、児童生徒の読書冊数の増加等、大きな成果をあげることができました。また、市指定の学校図書館の有効な活用方法に関する研究を雄物川北小学校で行うことで、研究実践の成果を他校にも波及させることができました。

そこで、平成24年度は、言語活動の充実による学力向上に資するためにも。学校司書補助員の配置の見直しを図ることで、各学校図書館の機能が一層充実するよう条件整備を進めるとともに、平成23年度新たに実施した学校図書館研修会も内容を充実させながら継続し、学校図書館を活用した授業改善や読書活動の推進が図られるよう取り組んでまいります。

続きまして、児童・生徒が安心して学べる環境を整備するための学校施設の整備として、次の2つの計画を推進してまいります。

1点目は、学校統合計画の推進であります。

横手明峰中学校につきましては、横手南中学校に次ぐ生徒数を有する中学校として、予定どおり平成24年4月1日に新校舎で開校を迎えます。

横手北中学校につきましては、現在、敷地造成工事及び校舎建築工事を行っております。平成24年度は引き続き校舎建築、屋外体育施設や安全な登下校のための環境整備等の工事を行い、平成25年4月の開校を目指します。

平成27年度開校予定の雄物川地区統合小学校につきましては、平成23年度中に、現雄物川中学校の解体工事設計と新校舎の建築工事設計を完了し、平成24年度は現雄物川中学校の解体工事を行います。

同じく平成27年度開校予定の大雄地区統合小学校につきましては、統合校として使用を予定している田根森小学校の環境整備や施設整備等について検討してまいります。

2点目は、学校給食センター統合建設計画の推進であります。

学校給食センターの統合に伴う新センターの建設につきましては、現在、安全・安心で豊かな学校給食が提供できる施設を目指して設計業務を進めております。建築工事は、平成24年度と平成25年度の継続事業で実施し、平成26年4月の供用開始を予定しております。また、地場産食材の使用拡大に向けた体制づくりと、学校給食センターの統合に伴う給食用食材の購入方法について検討してまいります。

続きまして、2点目の視点、生涯学習の推進についてであります。

市民の皆様が、「いつでも どこでも だれでも なんでも」学習できるように、生涯学習を推進できる環境づくりに重点を置いて、学校や地域社会との連携を図りながら生涯学習によるまちづくりを目指します。

この目標実現のために、2つの重点を設定いたしました。

1点目は、学びの場の整備であります。

初めに、市立図書館についてであります。

市民の学習活動拠点である市立図書館におきましては、学習活動の支援をより一層充実できるよう、平成24年度から新たに地域情報及び地域の農業支援のためのデータベースを導入し、パソコンで検索できるようにいたします。また、教養や趣味のための読書を支援することのみならず、仕事や子育てなどの課題を解決するための資料の充実に努めてまいります。

次に、公民館やスポーツ施設についてであります。

公民館やスポーツ施設におきましては、平成24年1月からインターネットで施設の予約を行うことができるようになりました。この施設予約システムを多くの市民の皆様にご利用いただくことにより、施設の利便性向上や施設利用の効率化を図ってまいります。また、平成23年度から策定作業を行っております社会教育施設長寿命化計画につきましては、平成24年度にはその計画策定を完了する予定となっており、平成25年度から計画的な改修整備を進めてまいります。

2点目は、学びへの支援の充実であります。

平成24年度からの生涯学習推進の指針である第2次横手市生涯学習推進計画が平成23年度に策定されております。基本目的であるみんなで学びうるおいのあるまちづくりの実現を目指し、子どもへの支援、学習活動の活性化、情報の発信、生涯学習施設の活用促進及び学び推進体制の整備を重点に、それぞれの施策目標に従い、各種の事業を実施してまいります。

特に平成24年度は、学びにかかわる情報の一元管理や各生涯学習センター、公民館への学びの相談窓口の設置等により、市民の皆様への学びの情報提供や相談体制の拡充を図ってまいります。

続きまして、3点目の視点、地域文化の振興についてであります。

地域に根ざした文化財を適切に保護、管理、周知し、市民の皆様が郷土を愛し、誇りを持っていただくとともに、あわせて地域づくりの資源としての文化財を生かすため、次の2つの重点に取り組んでまいります。

1点目は、後三年合戦関連遺跡の調査並びに保存活用であります。

後三年合戦関連遺跡の1つであります金沢柵の位置と範囲の特定は、大鳥井山遺跡に次ぐ国史跡指定を目指すための絶対的な条件であり、平成21年度から実施しております陣館遺跡の発掘調査を平成24年度も引き続き行ってまいります。また、後三年合戦につきましては、最新の研究成果を市民の皆様へ提供していただくことを目的に、後三年合戦シンポジウムや公開講座等を積極的に開催し、多様な情報提供

を行いながらその保存活用に努めてまいります。

2点目は、文化遺産の保護と活用であります。

引き続き関係団体と連携を図り、文化財の調査、保護及び活用に努め、文化財的価値の高いものにつきましては、文化財指定に向けた手続を進めてまいります。また、各資料館の常設展示及び特別展示のさらなる充実を図るため、新たな資料の収集を行うとともに、その活用にも努めてまいります。

さらに、増田地区の伝統的建造物群につきましては、平成25年度の重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指し、条例の制定、審議会の設置等に向け、市担当部局や関係機関と連携を図り進めてまいります。

続きまして、4つ目の視点、生涯スポーツの振興についてであります。

生涯にわたり、心身ともに健康で文化的な生活を営むために、年齢や体力、目的に応じて、「いつでも どこでも だれでも いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

そのため、次の3つの重点を設定いたしました。

1点目は、スポーツ施設、空間の提供についてであります。

市民のニーズに応じた改修整備を計画的に進め、施設の長寿命化に向けた維持管理を行うことで、充実した環境整備に努めてまいります。

2点目は、スポーツの機会の提供、いわゆるプログラム・サービスについてであります。

トップリーグによる大会の開催や大学等のスポーツ合宿誘致に積極的に取り組みます。スポーツイベントの企画、運営等にもスポーツのまちづくり実行委員会が中心となってかわり、市民がさまざまな形でスポーツに触れ合う機会の提供を図ります。また、平成24年度も引き続き、横手わか杉カップや友好都市交流事業等の開催について、関係機関及び関係団体と連携を図りながら取り組んでまいります。

3点目は、スポーツ組織の育成支援、いわゆるクラブサービスについてであります。

横手市スポーツ推進委員が中心となり、市内3地域で開催されております住民総参加型のスポーツイベント、チャレンジデーを契機に、関係団体と連携を図りながら、総合型地域スポーツクラブの設立を支援してまいります。

また、市民参加型スポーツイベントを開催している横手市体育協会につきましては、法人化に向けた準備を進めており、教育委員会としても、その自立に向けた活動を積極的に支援してまいります。

以上、教育方針について説明を申し上げます。

市民の皆様の大きな期待にこたえ、新しい時代を切り開き、横手市の未来を担う人材育成に全力で取り組んでまいり所存でありますので、市民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

---

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第6、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員候補者として次の者を法務大臣に推薦したいので、意見を求めようとするものでございます。

横手市十文字町睦合字宿123番地にお住まいの土谷昭市氏。昭和23年1月21日のお生まれの方でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めようとするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

#### ◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第7、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第2号でございますが、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。次に申し上げる方を法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものでございます。

横手市朝倉町7番4号にお住まいの高・俊一氏。昭和23年4月21日のお生まれの方でございます。

提案理由は同じでございます。

よろしく願ひいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

### ◎諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第8、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第3号、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。次に申し上げる方を法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものでございます。

横手市金沢中野字下八木沢353番地の6、高見祥一氏。昭和23年2月20日のお生まれでございます。提案理由は同じでございます。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

#### ◎諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第9、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第4号、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。次に申し上げる方を法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものでございます。

横手市増田町三又字羽場110番地にお住まいの内藤新左衛門氏。昭和24年12月19日のお生まれの方でございます。

提案理由は同じでございます。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

#### ◎諮問第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第10、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第5号、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。次に申し上げる方を法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものでございます。

横手市増田町亀田字上掬43番地にお住まいの石川冴子氏。昭和20年5月13日のお生まれの方でございます。

提案理由は同じでございます。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

#### ◎諮問第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第11、諮問第6号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第6号、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。次に申し上げる方を法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものでございます。

横手市大雄字田根森37番地にお住まいの滝澤将弘氏。昭和14年10月3日のお生まれの方でございます。

提案理由は同じでございます。

よろしく願いいたします。



○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第6号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

#### ◎諮問第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第12、諮問第7号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第7号、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。次に申し上げる方を法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものでございます。

横手市山内土淵字平石上段3番地にお住まいの高・志保子氏。昭和27年2月13日のお生まれの方でございます。

提案理由は同じでございます。

よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第7号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

#### ◎報告第1号～報告第4号の上程、質疑

○佐藤清春 議長 日程第13、報告第1号専決処分の報告について、損害賠償額の決定及び和解についてより、日程第16、報告第4号専決処分の報告について、損害賠償額の決定及び和解についてまでの報告4件を一括議題といたします。

専決処分の報告については説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号より報告第4号までの4件の報告を終わります。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第17、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、平成23年度横手市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 ただいま議題となりました承認第1号専決処分の承認を求めることにつきましてご説明いたします。

議案書の9ページからとなります。

平成23年度横手市一般会計補正予算（第8号）につきまして、平成24年1月16日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定に基づき本議会に報告し承認を求めようとするものでございます。

補正の内容ですが、補正予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ556億603万円に定めたものでございます。

この補正予算は、今冬の大雪により、早朝除雪回数が1月16日時点で20回を上回り、除雪予算の不足が見込まれたことから、道路関係除雪経費を4億円追加したものでございます。

歳入では、同額を特別交付税で見込んでおります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第1号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第18、議案第1号横手市ごみ処理統合施設環境保全委員会設置条例を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第1号横手市ごみ処理統合施設環境保全委員会設置条例につきましてご説明申し上げます。

議案集の11ページのほうごらんいただきたいと思います。

本案につきましては、市が建設するごみ処理統合施設につきまして、施設の運転、管理、また周辺の環境につきまして市民の参画を得ながらご審議をいただき、また、ご意見をいただくための組織といたしまして、ごみ処理統合施設環境保全委員会を設置しようとするものでございます。

それでは、条文についてご説明いたしますので次のページをごらんいただきたいと思います。

第1条では、設置の目的を、市民の参画による周辺環境の保全を図るためと規定をしております。

それから第2条では、所掌事項といたしまして施設の運転、管理に関する事、周辺環境に関するこ

と、周辺道路の安全対策に関することなどを規定し、市長に意見を述べるができることとしてございます。

次に、第3条では、委員会の組織について委員数を25名以内とし、委員の選出区分を規定してございます。

現在予定している委員の構成でありますけれども、(1)の周辺環境等に密接な関係を有する方として、近隣町内の方、それから栄小学校、それから横手南中のPTAの関係者でございます。それから、また関係する土地改良区の方、それから栄地区の交通安全関係者、また栄地区のほうからは公募による委員も加えたいと考えてございます。

このほか、環境保全に知見を有する方として、県の平鹿地域振興局の環境担当課の方をお願いしたいというふうに考えています。また、各地域代表といたしましては、各地域づくり協議会のほうからご推薦をいただきまして、その方を充てたいというふうに考えているところでございます。

次に、第4条では任期を2年と規定してございます。

また、附則では施行日を規定してございます。

次に、委員報酬につきましては14ページのほうをお開き願います。

横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に、ごみ処理統合施設環境保全委員会の委員を加え、日額を3,000円とする一部改正をあわせてご提案するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。13番小沢秀宏議員。

○13番(小沢秀宏議員) 委員の任命についてですけれども、ともすれば、いわゆる執行部に任命した人に対して、賛成といいますか、協力する人ばかり集めて偏るといふ、そういう危険性があれば大変なことだと思いますので、できるだけ公平に委員を選定してもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○佐藤清春 議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 先ほど申し上げましたように、それぞれ各町内のほうにつきましては町内会長さんのほうにお願いするとか、それから、PTAの関係者につきましてはPTAの関係者にお願いする、そういった形で特段、市のほうのそういったような形の選出をするということにはしてございませんので、議員ご心配されるような形での委員会構成にはならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 13番小沢議員。

○13番(小沢秀宏議員) ともすれば、一般的にそういう傾向が強いというふうな恐れもありますので、どうか市当局からそういうことないように、任命するに当たってそういう意見を出していただければ大変参考になると思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第19、議案第2号横手市暴力団排除条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 議案第2号横手市暴力団排除条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、安全で安心なまちづくりを推進し、市民の暮らしから暴力団を排除するため条例を制定したので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

背景でございますが、秋田県暴力団排除条例が平成23年4月1日に完全施行され、県を挙げて暴力団を排除しようという動きが高まっております。

横手市におきましても、市民とともに暴力団を排除するべく、基本理念、施策等の必要事項等を本条例によって定めようとするものでございます。

この条例は、全9条で構成されておりますが、第2条では、それぞれの用語について定義づけを行っております。

第3条では、暴力団を恐れない、暴力団を利用しない並びに暴力団に対して資金を提供しないということを基本理念として定めております。

第4条では、市の責務を、第5条では、市民等の責務を明らかにして、必要事項を定めることによって暴力団の排除を推進しようとするものであります。

第6条では、公共工事の入札、その他の市の事務、または事業から暴力団を排除するよう努めることを規定いたしております。

第8条では、市が主催する行事、市民等が行う祭りなどから暴力団を排除するよう努めることを規定いたしております。

附則では、この条例は平成24年4月1日から施行するということを規定いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。18番齋藤光司議員。

○18番（齋藤光司議員） 基本的なこと、2つ聞きます。

これ、つくるところはいいんですけども、県の条例ができたからではなくて、あえてこの条例をつくる以上、当市において暴力団員といわれる実数があるのかどうか、まずその点と、それから非常に気になるのが、8条関係の中で、市民がお祭り等によって排斥するという形の中で、どうしてその暴力団関係者と知り得るか、その情報の関連。その地域の普通の人間が、例えば、店を出す人間を知り得るその情報というものが、つくるとはなればいけなと思いますけれども、その点、2点だけ気になる

ますので、よろしく申し上げます。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 まず、地元の横手警察署等の具体的な協議等は、この条例が制定された後に行うということになっております。

最初の実数の関係でございますが、今現在の警察から情報をお伺いしましたところ、秋田県内には12団体280名の暴力団が存在するというを伺っております。また、当市におきましては、暴力団そのものは存在はしておりませんが、密接な交際者、あるいは資金提供に結びつく者が数名おられるという情報を得ております。

それから、第8条の関係であります。いずれも現在、市営住宅の入居の際、あるいは生活保護の申請等については、警察と事前の情報をやり取りいたしてございまして、情報提供をいただきながら審査しているという状況でございます。

この後、市民との関係でいろいろ警察との情報交換あるわけでございますが、まず、公共工事関係につきましては、県の審査会等の情報を市でも得ておりますので、それについては問題はないと思うんですが、例えば露店ですとかそういうことについては、基本的には道路の使用許可の段階でのチェック、あるいは県の外商組合に登録しておるかどうかも含めてそこら辺はチェックしたいということでございまして、それ以外の物品等については、その都度疑念があった際に、地元警察に問い合わせをするということでこの条例の徹底を図りたいということを考えております。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第20、議案第3号横手市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第3号横手市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例についてご説明申し上げます。

議案集の19ページをお開き願います。

本議案につきましては、平成23年5月2日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の施行によりまして、これまで地方公営企業法で定められておりました事項につきまして、自治体の条例で定めることが必要

となりました。このため、横手市におきましては、決算の手續などをこれまでと同様に行うために必要な条例を制定いたしたく、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

それでは、内容につきましてご説明いたしますので20ページをお開き願います。

第1条では、本条例の目的を定めております。

第2条では、水道事業及び下水道事業の決算において生ずる利益につきまして、利益の範囲内で減債、利益、それから建設改良の各積立金に積み立てすることができる旨を規定しております。

また、議会の議決を経なければ、当該目的以外に使用することはできない旨を定めております。

第3条では、資本剰余金の処分について定めております。

そして、第4条では、委任規定を定めております。

附則として、施行期日を平成24年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第21、議案第4号横手市病院事業の剰余金の処分等に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第4号横手市病院事業の剰余金の処分等に関する条例についてご説明申し上げます。

議案集は22ページでございます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う地方公営企業法の一部改正に伴って条例を制定しようとするものでございます。

制定の背景は、ただいま議題となった議案第3号と同様でございますので、条例の内容についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

第1条では、目的を定めております。

第2条では、利益の処分及び積立金の取り崩しについて定めております。

第3条では、資本剰余金の処分について定めております。

附則では、施行を平成24年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第22、議案第5号横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 議案第5号横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、増田滝ノ下地区に移動通信用鉄塔施設を設置し、携帯電話の使用エリアを拡大するため、現行条例の一部を改正したいので、自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

移動通信用鉄塔施設設置条例第2条の表に、10局目の施設として横手市増田町滝ノ下局、住所は増田町狙半内字滝ノ下6番地1でありますが、それを追加しようとするものでございます。

なお、10局目のこの施設の追加によりまして、鉄塔施設設置事業はすべて終了することになります。

附則では、施行を平成24年4月1日から施行すると定めております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第23、議案第6号横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 議案第6号横手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員及び秋田県における休息時間の廃止及び勤務時間の改定に準じ、本市におきましても現行条例の一部を改正したいので、自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。



条例の第2条第1項におきまして、1週間の勤務時間について「40時間」だったものを「38時間45分」に改めようとするものでございます。

また、第3条第2項におきましては、1日の勤務時間について「8時間」だったものを「7時間45分」に改めようとするものでございます。

第7条につきましては、休憩時間について定めておりましたが、この部分を削除しようとするものでございます。

なお、附則におきましては、第1項で条例の施行日を平成24年4月1日から施行する。

また、勤務時間条例の改正に伴って整備が必要となります第2項の横手市職員の育児休業等に関する条例並びに第3項の一般職の職員の給与に関する条例、この2つの条例につきましても改正を行うことを附則で規定いたしております。

なお、この改正によりまして1日の勤務時間が8時間から7時間45分に短縮されることとなりますが、短縮分の15分については、昼の休憩時間をこれまでの45分から1時間に延長することで、職員の勤務時間はこれまでどおり午前8時半から午後5時15分までと変わらず、この改正による住民サービスへの影響はないものと判断いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 第7条の休憩時間についてですけれども、これまで休憩時間があったということ、実はちょっと私知らなかったんですけれども、2回の休憩時間があったときには、実際には余り休憩しているようには見えなかったんですけれども、どういうふうな休憩のスタイルだったんでしょうか。市民サービスに余り支障はなかったような気がしますけれども、どういうことですか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 休憩時間につきましては、県内ほとんどの市町村で改正が早かったということになっておりまして、今回私のほうがちょっと遅くなったわけですが、条例上は、休憩時間は12時から12時45分、それから12時45分から1時までが休憩時間、それから3時から3時15分までがそれぞれ15分ずつの休憩時間、今回この廃止となったわけですが。

条例上はそういう規定だったわけですが、実際はほとんどの住民の皆さんが昼休みは1時間、5時15分までということが定着しておりましたので、その間職員が特段これで休むとかということはございませんでした。ただ、参考までに申し上げますと、合併前のある市町村では、その15分間に体を動かす体操のようなものを行ったりといったようなことはあったようですが、実質はもう完全に休憩に入ることにはありませんでした。

以上です。

○佐藤清春 議長 2番佐藤誠洋議員。

○2番（佐藤誠洋議員） 私、たばこは吸わないんですけれども、たばこの吸うタイミングといますか、

たばこはある程度中毒ということもあるみたいですが、たばこ吸ったほうが仕事の効率が上がるのかもしれませんが、4月からは庁舎内がすべて禁煙になるとも、禁煙というか吸われないというふうな話にも伺っておりますけれども、今後、休憩時間がこういった条例上なくなるということで、たばこはいつ吸えばいいのか、それともいわゆる勤務時間中は吸えないのが普通なのか、その点が1点と。あと外で、例えば庁舎内がだめで、外でたばこを吸うとなった場合に、今でも私、かまくら館の前でたばこを吸っている姿をよく見かけます。これは、さっき言った休憩時間中の時間ではない時間中に職員の方が吸っているというふうなことは、非常に見ていて何かいい印象ではないんです。

そういった4月から、例えばたばこを吸う場所を設けて、きちっとそこで吸う際はある程度プライベートな場所だと思いますので、余り表立ったような場所ではうまくないのではないのかなというのが2点目ですが、その点についていかがですか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 たばこにつきましては、全体的に敷地内の規制ですとかいろいろ手法をとられている組織がございます。

ただ、横手市におきましては、たばこを吸うことによって特段仕事に影響があるとか、仕事が、いわゆる業務の能率が落ちるとかそういうことはございません。ただ、そこでの情報交換も、吸う方にとっては情報交換できるということ。あるいは、たばこ税の関係もございまして、一定の歳入もあります。

ただ、全体的な流れとしては、いずれ今のままでいいということではないと思います。市民の目もございまして、今回の休憩時間の廃止等もございまして、いずれ吸われる方はそれぞれの庁舎で、それぞれの場所を確保しながら一定の努力はなされているわけなんです、この後も余り市民から不快な思いが、不快な苦情事がないような形を検討していきたいということを考えておりますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第24、議案第7号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 議案第7号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、横手市地域づくり相談員の報酬を定めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治

法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

報酬及び費用弁償に関する条例の別表に、地域づくり協議会の委員の項の次に、次のように加えたいということでございます。

名称は、地域づくり相談員、報酬額は月額4万8,000円でございます。

背景でございますが、特別交付税措置を受けまして、昨年7月から試験的に施行してまいりました集落支援員を地域づくり相談員として新たに設置して、人口減少及び高齢化が進む集落の維持と活性化策の推進を図ろうとするものでございます。

附則につきましては、この条例を平成24年4月1日から施行するというように規定しております。

以上よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。28番阿部正夫議員。

○28番（阿部正夫議員） これは、さっき市長の所信の中にも述べられていた地域づくり相談員を、「人口の減少と高齢化が顕著であり、コミュニティとしての機能維持が困難になることが見込まれる集落へ設置する予定」となっておりますとお話ありましたが、これはどこに設置することを想定したことでしょうか。4月以降、どこに設定されますか。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 今現在は、所信方針で市長が申し上げましたとおり大森の金井神、上坂部、増田の上畑、滝ノ下地区、それぞれ1名ずつ2名配置いたしております。

平成24年度からは、名称も地域づくり相談員と改めまして、今の段階では一応5名を予算化、予算要求いたしております。先ほど申し上げた現在の大森、増田の2名に加えまして、今計画しておりますのは、大森の保呂羽地区、それから増田の狙半内地区、それからもう1カ所は今後していきたいということで、合わせてその5カ所について予定しております。いわゆる、大森地区と増田地区でございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 28番阿部正夫議員。

○28番（阿部正夫議員） これは2008年の総務省で集落支援員制度から出てきた、発展的に考えられた制度で、これを地域相談員という形に独自にしていくなだとは思いますが、ちょっと地域の選定、あるいは今回これは非常勤の特別職の報酬というところで述べられている金額ですけれども、モデル期間は、これはたしか報酬1万円でやっていたのが去年の7月からだったと思えますけれども、この1万円では全然足りなかったということでしょうか。4.8倍、約5倍の月額4万8,000円という、さっき地域のみとどりをする農地を見る農業委員が3万8,000円、それから公民館長さん、去年の9月議会で佐藤忠久議員は地域のコミュニティの拠点は公民館にあり、そして、そこには昔は分館制度もあった。今、分館には人もいないというようなお話をされたのは、教育委員会とのやり取りの問題でしたけれども、地域のコミュニティの根本がそういうところにあるのであれば、この制度というのは、その公民

館長さん、今週2回行って2万6,000円。建物も管理し、草むしりとかの管理もし、いろいろ地域の集会所とかの音頭取りもする、それから地域の伝統文化も守るといような生涯学習。ほとんど週2日と言っていますけれども事実上は毎日行っています。ほとんどの館長さん方は毎日のように行っています。そういう中でやっている方々が2万6,000円、農業委員は地域の農地を実際現場を見たりしているわけです。

この考え方の、例えば、地域の困りごと相談を行政へ届ける連絡調整の役、これははっきりいえば民生児童委員さんあたりがおやりになっている仕事だと思いますけれども、民生児童委員さんの今の報酬はどうなっているのか、ちょっとそれだけもう1回教えてください。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

【発言する者あり】

○佐藤清春 議長 28番。

○28番(阿部正夫議員) いいです、では、後で所管の委員会で聞けばいいことですが、これはたしか私の記憶ではゼロだと思います、報酬はないと思います。民生児童委員の協議会的な活動費はありますけれども、一人一人の報酬はないと思います。

これ、それ以上のことをするんでしょうね。私、この制度、ことしだけのためにこの条例つくるのではなくて、ずっとこれをやっていくとすると、これから限界集落、あるいはどんどん減っていくところに、必ず張りつけていくようなやり方をすると、これ、えらいことになるのかなと、それをちょっと心配するんです。

○佐藤清春 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 阿部議員さんおっしゃいますように、これにつきましては全額特別交付税で措置されるということでございまして、我々もこれをその額の算定に当たっていろいろ検討いたしました。大仙ですとか由利本荘ですとか、同じようなそういうふうな支援員なり相談員を設置しているところを参考にしながら検討しました。決して横手市が高いということにはございません。

いずれこちらで算定した中身でございしますが、まずはその連絡調整のために1カ月当たり4回、おいでいただくということが1つございます。それから、現状やその課題の認識、集落に入りましていろいろな調査等がございしますが、それについても1カ月平均で0.2回から0.5回ということ。それから、集落の巡回、状況把握、活動報告が4回。それから、その他研修会等が0.3回ぐらいというようなこと。あるいは、交通費、通信費もろもろ6項目に当たってそれぞれ査定を行いまして4万8,000円ということで今回条例の改定をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 28番阿部正夫議員。

○28番(阿部正夫議員) 細かいやり取りは総務文教委員会の中でやっていただきたいことですが、何かこれは今の政権のそれこそ縦割りがここにあらわれているのかな。縦割り、ばらまきというか、

あらわれてしまったのかなと思います。

本当は教育委員会で去年9月、半分約束のようにというか、今後、公民館制度を充実して地域のコミュニティを盛り上げていく拠点として、というようなことを忠久議員に答えています。やはり、地域の拠点はそこだというような言い方をしているということは、多分次の候補地どこですかと言ったら、保呂羽と言ったのは、そこあたりを言っているのかなと思います。

だけれども今、モデル地区になったところ、そうでないところとくと、例えば、私どもの坂部と名前出ているとみんな一緒くただと思っっているでしょうけれども、あそこは4キロの距離の中に48軒の家があるのが坂部地区という地区です。これは正直いって上坂部、金井神、その次の部落、それからもう1つ次の集落とやっていると、前に市の中核にいた方が、私は横手の西の端に行って来ました。そこは開という地域でしたと言われたことがあります。開の向こう1.5キロ西に矢走という地域があります。そこ私が住まいしているところです。そこは9軒の集落です、当然限界集落です。だけれども、我々の真ん中に開といったところには、坂部多目的センター元々の坂部の小学校とかがありますが、この学校は坂部地域全員で草むしりとか雪おろしとか、1つのコミュニティの場が中心がここにあるんです。

ところが、それをこういう小さい区切りでやっっていこうとすると地域のコミュニティを充実というよりも、地域を1つずつぶつ切りにしていっているようなこの政策そのものの考え方、とらえ方が、地域分割をしていっているようなとらえ方にもなる。だから、まとめるんだったらまとめて、そこに2人必要だったら2人でもやって、もともとあるせつかく公民館のもとには分館でしたけれども、そういうものも生かしながらその管理もさせながら、そこを中心とした何かコミュニティをつくっていくというような発想に転換できないものなのではないでしょうか。

そして、だからこれだけの金額の報酬を個人にも与えるというのであればわかりますけれども、そうでなかったら活動費というのであればわかるけれども、これはあくまでも報酬なんです。報酬と活動費とはちょっと意味が違ってきます。お手盛りでぼっとやって、はい、さようならでは地域に生きた使い方になるのかというと、何かちょっとそうではないのではないかなという気がします。

細かいことはあとは委員会のほうにお任せしますけれども、この条例がこのまま何も語らないですんなりとやられるよりだったら、一応まな板の上でみんなであたいいただきたい条例です。ほかのさまざま、今難儀をしていらっしゃる委員の方々と比べても、はるかに高い報酬であるということを認識していただいて審議に臨んでいただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 大変失礼いたしました。

民生児童委員の場合は、お一方への報酬という形では支払をしてごさいません。協議会に対する補助金で行ってごさいますので、約1名当たりの基礎額としては10万円ぐらいになってごさいまして、今現在311名の民生児童委員がおられますので、民生児童委員協議会に対する補助金は3,100万円ほどのもの

になってございます。

大変失礼いたしました。

○佐藤清春 議長 28番。

○28番（阿部正夫議員） 勘違いされるとあれですけども、10万円というのは年間でということだと思しますので、その辺。

これは月額4万8,000円の7号議案、それから、民生委員さんは報酬ではなくて活動費を割り算していくと、1人当たり年間10万円の活動費が出ているということだと思しますので、わかりました。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第25、議案第8号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 ただいま議題となりました議案第8号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書の32ページからになります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、東日本大震災に係る雑損控除の特例を規定するとともに、今後地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するための改正でございます。

改正条文につきましては、33ページから35ページに記載のとおりでございますが、改正の内容につきましてご説明いたします。

1点目は、東日本大震災に係る個人市民税について、地震により被害を受けた資産の雑損控除等について、その申告により控除対象年度等を判断するという旨定めてございます。

2点目は、退職所得の個人市民税の改正でございます。

これまで、退職所得の分離課税について、所得割の額から10分の1に相当する金額を控除しておりましたが、これを平成25年1月1日以降廃止するものでございます。これに伴いまして、当市の増収額は、年間250万円程度と見込んでおります。

3点目は、個人市民税の均等割額を改正するものでございます。

平成26年度から平成35年度の課税に限り、均等割「3,000円」から「3,500円」に改めるものでござい

ます。これによります当市の増収額は、年間1,990万円程度と見込んでおります。

4点目は、たばこ税の税率の引き上げでございます。

平成24年度事業分から法人税の実効税率が引き下げられ、都道府県事業税は課税ベースが拡大されたことに伴い、都道府県と市町村の税収を調整するため、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するものでございます。平成25年4月1日から、旧3級品以外で1,000本につき644円、旧3級品では1,000本につき305円、市たばこ税の税率を引き上げるものでございます。これによります影響額は、年間7,100万円程度と見込んでおります。

以上が今回の改正の主な内容となっております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第26、議案第9号横手市高齢者センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第9号横手市高齢者センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集の36ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、施設内の健康管理室を一般に利用に供するために現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

従来、高齢者センターの中には入浴施設がございました。健康管理室は、その入浴利用者の方が休む場所というような形で開放されてございました。使用料は1日1人100円というふうな設定をされてございます。

平成20年2月に、この入浴事業を継続するためには非常に大きな修繕費用がかかるというふうなことで、そして、また当時は利用者が非常に少なかったというふうな状況を踏まえて、この平成20年に浴場を閉鎖してございます。あわせて健康管理室も翌3月から開放を休止しておったところでございました。

その後、高齢者センターの利用者の方々から利用の要望がございまして、健康管理室を一般利用に供しようというふうなことで、使用料につきまして他の部屋との均衡を図りながら設定しようというところでございます。大きさ、利用形態等々そのほかの研修室の金額を踏まえて改正しようとするものでございます。

それでは、37ページのほうごらんいただきたいと思います。

条例別表中の健康管理室の使用料につきまして、現行の1日1人「100円」を、使用時間午前9時から正午までにつきましては「1,050円」、正午から午後5時までにつきましては「1,260円」に、そして、全日使用の場合につきましては「2,310円」に改め、あわせて表の整理を行おうとするものでございます。

なお、附則では、施行期日を平成24年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第27、議案第10号横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第10号横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集の39ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、十文字地域にあります特別養護老人ホーム憩寿園の定員を増やすために、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

現在、当施設は、横手市社会福祉協議会が管理、運営をしておりますが、以前から施設に手を加えることなく定員増が図られる状況にありましたが、介護保険事業計画への位置づけ、あるいは定員増に伴う職員体制の確保などの課題から、なかなかこの話が進展しなかったというふうな状況がございます。

このたび、増築等を行わずして定員を増やすことができる点などを考慮し、平成24年度から始まり第5期介護保険事業計画に基盤整備の位置づけをさせていただきました。そしてまた、指定管理者との職員体制等の確保に関する協議につきましても調いましたので今回、条例の改正をお願いしようとするものでございます。

それでは、内容でございますが、40ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第3条の表の中に、横手市特別養護老人ホーム憩寿園の項で、特別養護老人ホームの定員を「54名」から「58名」に改めようとするものでございます。

第9条では、文言の整理を行ってございます。

附則では、施行期日を平成24年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。



○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第28、議案第11号横手市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第11号横手市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集の41ページでございます。

本案は、平成24年度からの第5期介護保険事業期間において事業の円滑な運営ができるよう、運営期間における介護保険料を設定するため、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容でございますが、改正に至ったポイントを最初に申し上げたいと思います。

施設入所申込者に対応するために、第5期においても引き続き89床の特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備を努めることとしております。

また、在宅サービスにつきましては、特にショートステイは第4期の当初の199床から、今年度末でございまして491床という大幅な増加に至るところになってございます。こうした点を含めまして、サービス料の充足に伴って給付費が非常に大きく伸びてございます。

また、平成24年度からは制度改正によりまして、第1号の被保険者の負担割合がこれまでの20%から21%に増加するなど、第1号被保険者の介護保険料の上昇因子を構成しておるところでございます。一方、財源面でございますが、これまで保険料の上昇抑制の原資ともなっておりました介護給付費準備基金が潤沢でないために、第5期保険料の引き下げに活用できる実情ではございませんでした。

以上の状況から、平成24年度から26年度までの第5期の介護保険料の基準額を月額で5,139円、年額にしまして6万1,600円にしようとするものがございます。

条例改正の内容にございましては、42ページをごらんいただきたいと思います。

第19条第1項においては、介護報酬プラス改定など反映した保険料として所得区分に応じた年額を定めおるところでございます。

第4号が基準保険料率による年間保険料となっておりまして、これは住民税課税世帯で本人が非課税の方が対象になってございます。また、今回は基準額1.75倍の負担をいただく第7段階を新たに創設いたしました。介護保険法施行令の根拠条文が、第38条から第39条の規制に変わることから、所要の改正などを行っておるところであります。

また、第2項では、国の介護保険施行規則の改正、平成24年1月30日に行われておりますが、に伴い

まして、第5段階と第6段階を区分する合計所得金額190万円としてございます。

次に、43ページに記載してございますが、第3項では、第6段階と第7段階を区分する合計所得金額を400万円としてございます。これは、医療保険における現役世代並み課税の基準を参考とさせていただいたところでございます。

次に、第22条第3項では、第7段階を新設したことに伴いまして、施行令の根拠条文、先ほどご説明いたしました第38条から第39条に変わったことによりまして、条項番号等の整理を行ったところでございます。

附則では、第1項で条例の施行期日を平成24年4月1日とし、第2項では、改正条例の適用に係る経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。23番播磨博一議員。

○23番（播磨博一議員） 第4期から第5期に移行するわけですけれども、1点目として、保険料が非常に上がったということで、軽減の1つの方法として第7段階、これを設けたというふうな説明がありましたけれども、まず、前3,800幾らだったと思いますけれども非常に額の上がり方ですけれども、それに伴いましていつも話になるわけですけれども、市民の感情からすると、非常に負担の額といいますか負担感が大きいと。これは介護保険料だけではないわけですけれども、特に今回の場合、この介護保険の上がり方が非常に大きいということです。

理由の中には、サービス料の増加とか、いろいろ介護を受ける方が増えてきているとかありますけれども、今後を見ますと、施政方針の中にもありましたけれども、20年後にその需要が最大のピークになるというふうなことで、では、逆に考えますとこの20年間は、ずっと上がりっぱなしなのかという心配も持っております。

そこら辺のことと、それからやはり介護の市民の負担感をどういうふうにとらえられているのか、その辺をお願いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 保険料の上昇についてでございますが、ご指摘のとおり、第4期から1,300円ほどの上昇になったわけでございます。従来4期までの期間の中では、それぞれ準備基金というふうなものがございまして、少しでも保険料の抑制にということでその運用を行ってきたところございました。先ほど、ご説明でもお話しいたしましたとおり、今回その準備基金が介護保険料の上昇を抑制するための1つの原資としてはなり得ないほどの基金の状況であるというふうなことで、この手が1つの方法としては使えなかったというのが、1つ大きな要因というふうなとらえ方をしているところであります。

そのほか、何とかできるだけ保険料の上昇を抑えるための手法がないかということで、いろいろ検討をしたわけでございますが、県のほうの財政安定化基金の市町村への還元等があったわけでございます。

けれども、何分にもこれまでの、いわゆる平成23年度中の介護保険の給付状況からすると、そういったものも一部分にしか、本当にわずかな上昇の抑制にしか手だてできなかったというふうなところが結果としてございます。いずれここで保険料を大きく切り下げる、あるいは抑制するというふうなそれに見合う原資が、残念ながら我々の中からは見出せなかったというのが1つあるというふうに思います。

それから、20年間上がり続けるのかというふうなお話の問題でございますが、いずれ基盤整備等々は、やはり要介護認定者等の方々の要望にこたえていかなければならないわけでございますが、ただ、現行の制度の中では、在宅サービスについては、我々が幾ら計画の中に抑制案を提示しても、こちらサイド、いわゆる保険者サイドの中で、その建設、基盤整備に至っては、停止あるいは許可を与えないというふうなことができないというふうな現行の制度状況があるわけでございます。

特に、危惧いたします先ほどもお話いたしましたショートステイの建設につきましては、顕著な抑制ができないものでございまして、これが非常に大きな介護給付費の上昇につながっております。いずれ現行の中では、ショートステイの稼働状況等を説明しながら、我々も事業を始めようとする方々に対してその状況、ショートステイが置かれている市の状況なども説明しながら、再考をお願いするというふうなことを手がけておるところでございます。

いずれ施設の整備等々だけでは、確かに介護保険料が上がっていくわけでございますので、何とかこれを私どもが掲げております在宅を中心としたサービスの提供と、それから、そうした在宅の方々の支援の充実を含めて、できるだけ介護保険料の抑制につながるような施策を、それから切れ目のないサービスの提供などを続けながら在宅サービス利用者の方々の支援を一層続けていくということを進めていきたいなど。

そしてまた、介護予防に重点を置きながら、改めて要介護認定に至るまでの期間をできるだけ引き延ばすというふうなことも今後の課題としてしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

○佐藤清春 議長 23番播磨議員。

○23番（播磨博一議員） まさに今部長おっしゃるとおりだと思いますけれども、今回のこの5期に当たりますの、昨年、市のほうでアンケートをとっておりますね。その部分の自由意見といいますか、そういったものを読ませていただきましたけれども、市民の皆さんは、やはり介護そのものについては、質の向上なりサービスを手厚くしてほしいというのが大半だったと思いますけれども、その反面、介護保険料あるいは増額についてはちょっと困ると、それが本当に正直な気持ちだと思います。

また、つけ加えますならば、利用者がある意味、応分の負担も求めるべきではないかなというふうな意見が結構あったように思われます。やはり、そういうことを考えますと、この地域の経済の実情が反映されているのかなというふうに思いました。

今回、施設介護について、市のほうではそれを規制できないというふうな法律の中で給付費が上がっていると。まさにそのとおりだと思いますけれども、やはりこの先考えますと、その部分だけではないかもしれませんが、やはりその部分についても一定の、法律上無理と言えればそれまでですけど

も、こういった地域は日本全国どこにもあると思いますので、これは国のほうなり何なりにそういった部分のお願いといいますか、実情を話して、これでは介護保険が、例えば横手市のような場合では、もっていけないというふうな状況がいずれ見えてくるとと思いますので、その辺は市長の率直な意見も聞きたいわけですが、今の現状、それからその20年後考えますと非常に恐ろしいものがあるという意味で発言しておるわけで、その辺ちょっと市長の見解もお伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 我々は、5期の計画を今スタートさせようとしているところでございまして、その先まではまだ十分見通した見通しは持っておりませんが、今議員がご指摘になったような大変な、余り想像したくないような状況があるかもしれないということを薄々感じているところもございまして。

この制度そのものが、このままでいかどうかということも含めて、やはりご指摘のように地域によって、いわゆる介護保険、これは国保も同じでありますけれども、そういう担税力があるかどうかというようなことに結局行き着く話でございまして、そういう地域の現状というのは、折に触れて、厚労省のそういう関係も含めて申し上げてまいっております。

また、全国市長会等々を通していろいろなお話をしていますけれども、これはいよいよ5期がスタートしたならば、その先がどうかという見通しを我々なりに持ちながら、しっかり実情を訴えていかなければならない。制度がどんなふうにつくり変えられるか、今政府がいろいろな考え方を持って動いているようでもありますけれども、そういう中にも反映できるようなものにしてほしいという、そういう要望も具体的にこれからしてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。10番遠藤忠裕議員。

○10番（遠藤忠裕議員） 私もちょうと介護について、前からいろいろ考えたことがありましたので、質問させていただきます。

1つは、合併前なんです、いわゆる老人の方の施設利用希望者の待機者。その方々、今何人ぐらいいるのか、把握している部分でよろしいのですが、お聞かせいただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 毎年4月と10月の2回の県レベルでの調査がございまして、私どものほうでそのデータをいただくという形で実態把握をしておるところであります。平成23年度10月1日現在でございまして、現在介護度3以上の待機者の方、この方々が299名でございます。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 10番遠藤議員。

○10番（遠藤忠裕議員） 前は、待機している方々のことを考えると、やはり定員を増やすべきではないのかという、私もそういう意見を出してきたときがありました。ここへ来て、民間の方々の特養施設の建設ラッシュ、これは当然、私が言わなくても3月までということ民間の方々大変急ピッチな施設

の開所を急いでおるようです。

そういう中で、ここの地域でないんですが、ほかの地域においては、都市部の老人を誘致して施設に入れるという動きもあるやに聞いています。要は、所得がない方が利用ができないような施設運営がなされる恐れがあるのではないかなという1つ懸念を持っております。

それともう1つは、たしかこの介護というのは、いわゆる自宅介護がベースにあっての制度だったと私、記憶しています。ですが施設を利用すると楽です、家族の負担はまるっきり違います、これは私も体験しております。

ただ、今の制度の流れを見ておりますと、これは私ら地方では手が出さない部分もあるなど思っているのは国の決め方です。雇用対策にこういう介護施設を利用しようとする私は国の姿勢だと思っています。それがこういうふうなとんでもない介護保険という形の姿になっているのではないかなと。裏を返すと家族の崩壊につながる、大変私は恐ろしい進め方だなどというふうにもあわせて思っております。ですから、ただ広げればよいという論理を見直さなければいけないのがこの5期目だったのではないかなという私は気もしております。

確かに待機している方が多いということも事実だと思えます。それでは長寿が悪かったのかという話にもなってしまいますし、いろいろなこれは複雑な問題があるわけです、根底には。ただ、その表現をするのにこの介護料という金額を使って、私ら発言しなければいけない私らもつらさあります。当然、当局もほうもそういうつらさがあると思うんです。ただ、そこら辺をどのような考え方で進めているのか、それが私一番大事ではないかと思っているんです。そこら辺を加味した中でのこういうふうな進め方になっているのかどうか、その点もしご回答できるんだったらお願いします。

○佐藤清春 議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 先ほどの待機者の数字について、私ちょっと年数のところを見間違ひまして、先ほど299名と申し上げましたが、10月1日現在263名でございました。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

2つほどお話、質問の中身としてはあったのかなというふうには受けとめてございますが、まず、都市部の方々をこちらにというふうなお話の点につきましては、全国の市町村それぞれ、やはり住みなれた地域でいつまでも元気に住み続けると、暮らし続けるという1つの大きな介護保険の基本的理念がございますので、そうした意味では、特別な事情があつて、いわゆる横手市に親族がおるとかそういった方々でないと、なかなかそういった誘導という形にはむしろなりにくいのではないかなと。

そしてまた、やはり介護を続けていく中では、それまでのその方の生活の内容とかそういったものも非常に大きなウェートを、ケアプランの作成の中でも大きなウェートを占めていくというふうなことでございますので、そういった観点からすると高齢者を積極的に誘致するというふうなことは、やはり我々としては今の現状の中では、非常に難しいのではないかなと。本来の高齢者の尊厳を持った生き方に、ある面では逆行していくのかなというふうな思いをしているところであります。

それから、在宅介護が基本であるというふうなことを、これは今現在も横手市としてもそういった方針を持っておるところでございまして、その部分につきましては、介護保険法で定められたサービス以外の部分でも、やはり高齢者の方々をいかにして住みなれた地域に引き続いて長く安心して暮らしていくための手だてはまだまだあるのではないかなと。

今回の第5期の介護保険法の改正の中でも、いわゆる包括的ケアというふうな言葉で叫ばれて、表示されておるわけでありますが、やはり包括的に一人一人のケアをしっかりと切れ目なく、サービスの提供をしながら、そうした地域での生活を支えていくんだというふうな理念はこれからも続くものというふうに思います。

ただ、これが手法としてすべて組み合わせればすべてが成り立つのかということになりますと、やはりサービスを提供する事業者の問題とか、あるいはその従事する方々のマンパワーの問題等々があるわけでありまして、そういった点については、状況を踏まえながら少しずつというふうな流れがいくのかなというふうな思いもしています。引き続いて、在宅重視で切れ目のないサービス提供ということは、1つの目標として進めていきたいなというふうに考えてございます。

○佐藤清春 議長 10番遠藤議員。

○10番（遠藤忠裕議員） ありがとうございます。

私、さっきなぜ都市部の話を出したかということ、この施設整備計画でも、いわゆる横手市以外の広域型という設定があります。これ、多分近隣の大仙とか、いわゆる湯沢地区とかそういうお考えでいっている部分があるんだとは思いますが、これは私は逃げ道になるのではないかなという懸念で都市部のことを私出しました。現に、そういう施設が秋田県内にあるはずで、いわゆる都市部から高齢者の方を施設に入れている施設があるはずで。

ましてや民間の施設がここに来てずっと増えてきたわけです。そういう民間の場合は経営というものがありますから、当然そういうことが予期されなければいけないものではないのかなという私は気がします。後でご検討いただければありがたいと思います。

それから、この保険料についても将来的なことをいえばという、これ想像の部分になってしまう部分があるんですが、最高で1万円ぐらいなのではないのかという将来を考えた場合とかという方もいらっしゃるのも事実のようです。できるだけそういう負担になって入れないという、施設に入れないというような方をなくしていくという形の考え方を基本的に持って進んでいかなければ、ましてや所得の低いこの地域です、国民年金生活者が多いと思います。そういう中で施設も利用ができない、保険料は高くなるでは、ましてやほかの今、国のほうでは消費税等との増税とかいろいろなものが見直されているわけです。負担が増えていく中で、生活困難者が出てくるという可能性が非常に高いと思います。そういう点も加味していろいろな対応をしていただければというふうに思います。

特に市長にお願いしたいのは、広域連合等々にも市長は行っているわけですから、こういう声を強く発信していただければありがたいと思います。その点、播磨議員もお聞きしたんですが、私からも再度

お聞きしたいと思います。

○佐藤清春 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今、議員がご指摘になったことは、県内の自治体どこも程度の差はあっても共通した話だというふうに思っております。それ以外にも、我々は国保の問題も抱えておりまして、余計頭をよぎるものが多いわけでございます。

今のところは、広域連合、後期高齢者のほうの部分でいえば、民主党政権が見直しを表明しているそれまでの間ということでもありますので、余り議員の皆さん、広域連合の議員の皆さんは、余りおっしゃいませんけれども、それが見えた段階では多分多くの議論が噴出するものだというふうに思っております。

その姿を見ないことには、やはり我々もなかなか言えないところがあるのかなと思います。ただ、それはそれといたしましても、あるべき姿としては今、議員のご指摘のあったとおり地域の特養等々における介護を必要とする方がきちんと、ある一定期間の待機という部分はあるにしても、究極入れるような道をつくるということ。

それから、1万円という具体的な金額が出ましたけれども、それはとてつもない金額でありまして、想像しがたい金額でもあるわけございまして、そういうことにならないような、我々のどんな提案できるか定かではありませんけれども、そうならない、そうでない介護保険を取り巻く環境整備といえますか、簡単にいってしまえばそういうことになりますけれども、それを目指していかなければならない、肝に銘じてまいりたいと思います。

○佐藤清春 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後3時25分といたします。

午後 3時14分 休憩

---

午後 3時26分 再開

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き、議案第11号の質疑を継続いたします。ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第29、議案第12号横手市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第12号横手市自転車駐車場条例の一部を改正する

条例についてご説明いたします。

提案理由であります。横手駅西口に自転車等駐車を新たに設置するため、現行条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものがございます。

議案書の45ページをお願いいたします。

内容についてであります。今回整備を進めております横手駅西口の自転車駐車場ですが、これまで整備されてきました7カ所の自転車駐車場と違いまして、自転車のほかに原動機付自転車や自動二輪車、いわゆるオートバイも駐車できるものとしております。このため、現行条例の題名中の自転車駐車場の名称を自転車等駐車場に改めております。

第1条につきましても同様に語句の修正を行ってございます。また、次の第2条は、用語の定義について、第3条は、名称及び位置について、第4条は、駐車対象車両について規定する内容に改めようとするものでございます。

第3条では、横手駅西口自転車等駐車場の名称と位置を追加するとともに、これまでの横手駅自転車駐車場の名称を横手駅東口自転車駐車場に改めております。そのほか、これらの条の追加改正により条番号を繰り下げるなどの整理を行っております。

附則では、改正日の条例の施行日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第30、議案第13号横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第13号横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地域主権改革一括法の施行に伴い公営住宅法の一部が改正され、現行条例を改正する必要が生じたため、改正案について地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

内容については、49ページからになります。

初めに概要についてご説明いたします。

今回の法改正では、これまでの公営住宅への入居は世帯での入居を原則とするという同居親族要件が廃止され、地域の特性や事情を勘案して、各自治体の条例で改めて入居要件を定めることとなっております。



ます。市といたしましては、市営住宅のこれまでの公募に対する応募状況から、まだまだ住宅に困窮している世帯の方々がたくさんおられることや、現在の市営住宅のほとんどが世帯での入居を前提とした住宅の間取りやつくりになっていることから、これまで同様に、同居親族要件を引き続き継続したいと考えているところであります。

また、これまで国の通達により例外的に単身での入居を認めておりました老人、また身体障害者、その他のの方々につきましても、市営住宅が担っているセーフティネットとしての役割をかんがみ、引き続き行っていく必要があると判断しており、今回の改正ではこれらのことについて条例に明記しようとするものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

第1条では、これまでの公営住宅法に基づく趣旨規定を改め、公営住宅設置の目的を定めるものでございます。

次の第5条は、入居要件について定めております。

第1項では、老人、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者にあつては、同居親族要件を付さないことを。第2項では、それらの者について60歳以上であること、障害者基本法に規定する障害者であること、配偶者暴力防止法等に基づく被害者であることについて定めております。

50ページ下段の第3項では、申し込み者が第2項の規定に該当するものであるかどうかを、市長が担当職員に調査させることができることを定めております。

附則では、施行期日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） 前に、市営住宅のドメスティック・バイオレンスの方の入所について質問したことがございますけれど、やはり、このように条例を改正するに当たって抽せんする際の優遇措置というか、県においては、くじ引きが2回できるような体制になっておりましたけれども、何かそういう措置があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいまの優遇措置についてでございますが、議員がおっしゃいましたような手続等はありません。個々の事例によりまして、その都度市長が判断しているところでございます。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） そうすると、市長の判断でそういう優遇された措置ができるのかということをお伺いしたいと思います。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 個々の事情によりましては、結果としてはそのような判断といたしますか、優遇というのが適切な言葉かどうかちょっと判断しかねますけれども、それなりの対応をさせていただ

ております。

○佐藤清春 議長 4番土田百合子議員。

○4番（土田百合子議員） できれば、県の対応と同じような対応を市でもしていただきたいなということ、まずここでお願いしておきたいと思います。

以上です。

○佐藤清春 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいまのご意見を参考に今後検討させていただきたいと思います。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第31、議案第14号横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第14号横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の52ページでございます。

本案は、貸し付け期間を満了した若者定住促進住宅の一部を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の内容であります、次のページに別表中から9号棟10号棟の項を削るというものでございます。いずれも15年間の貸し付け期間が満了し、分納貸し付け料の償還が終了したことによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第32、議案第15号横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第15号横手市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地域主権改革一括法の施行により改正された都市計画法の規定に基づき、風致地区内における建築の規制に関する政令も改正されたことから、条例を改正する必要が生じたものでございます。55ページをお願いいたします。

第1条中現行条例では、面積が10ヘクタール未満のものに限ると規定されていた内容を、改正された政令の名称と条文に改めることで、本条例の適用根拠を明らかにするものであります。これにより、これまで10ヘクタール未満の風致地区について市が建築等の規制に関する事務を行っておりましたが、改正後は、10ヘクタール以上の面積の風致地区についても市が行うこととなるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第33、議案第16号横手市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第16号横手市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由であります。本案につきましても地域主権一括法の施行に伴い都市公園法の一部が改正され、都市公園の配置及び規模に関する基準について条例で定める必要が生じたことから、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

57ページをお願いいたします。

初めに、目次において、今回の一部改正の内容に対応して、第2章、都市公園の設置・廃止の章を新たに設け、全体で6章の構成にしております。

次に、第1条では、目的を定め、法改正の趣旨に基づく目的を明文化しております。また、全体の条数をこれまで第28条までだったものを第32条までとしております。58ページから59ページの前段につきましては、これらの章立て条項の改正に伴う条文の整理でございます。

次の59ページの第2条から61ページの第6条までは、今回の改正により新たに設けた条項であります。

第2条は、用語について、第3条及び第4条は、都市公園の設置と廃止に関する基準について規定するもので、第3条は、設置基準の原則を示し、詳細は規則で定めることとしております。第4条は、公

園の区域の変更や廃止についての手続を定めております。

次の第5条は、公園敷地内における建築物の建築面積の制限についての規定で、都市公園の中にはできるだけ建築物を建築しないこと。建築が必要な場合でも、原則として公園の敷地面積の100分の2を超えてはならないこと。また、超える場合には、規則で定める範囲内とすることを定めております。

61ページの第6条は、都市公園においても高齢者障害者等の円滑化の促進に関する法律に基づく、特定バリアフリー基準を適用する旨を定めるものでございます。

なお、別表中の条番号を整理するとともに附則では施行日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第34、議案第17号横手市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。消防長。

○泉田榮次 消防長 ただいま議題となりました議案第17号横手市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の62ページをごらんください。

今回の改正は、危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、これまで非危険物として消防法令等の規制対象外でありました炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が追加されたことによりまして、指定数量の5分の1以上、指定数量未満の数量を貯蔵又は取り扱う施設について、横手市火災予防条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

63ページをごらんください。

第3条第1項第1号から第52条中の届け出者、「消防長（消防署長）」から「消防長」に改めようとするものであります。

次に、附則に次の4項を追加するものであります。

5項1号では、施行日以降、新たに危険物を貯蔵し、又は取り扱うことになる場所の配管について、2号では、新規対象に係る危険物の数量の当該危険物の指定数量で、それぞれ除して得た数の和が貯蔵危険物の数の和を超えないこと。

また、6項、7項、8項には経過措置を、そして施行日を平成24年7月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第35、議案第18号横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。消防長。

○泉田栄次 消防長 ただいま議題となりました議案第18号横手市消防事務手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の66ページをごらんください。

今回の改正は、危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準が定められたことに伴い、地方公共団体の手数料に関する政令が改正されたため、横手市消防事務手数料条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

67ページ、68ページをごらんください。

別表3項中を、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の名称を加え、関係条文を整理したものでございます。

なお、附則では施行期日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第36、議案第19号横手市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育指導部長。

○佐々木孝雄 教育指導部長 ただいま議題となりました議案第19号横手市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

69ページをお開き願います。

提案理由であります。安全・安心で豊かな学校給食の提供を目指し、適切な規模と配置になるよう学校給食センターの設置及び再編を行うため、現行条例を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、

議会の議決を求めようとするものであります。

70ページをごらんください。

現在7カ所ある学校給食センターを、平成26年度から4センターとすることに伴い設置条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。第1条については、表現を法令表現に修正するものであり、特に内容を変更するものではありません。

第2条、別表の名称及び位置についてですが、現在の横手、増田、十文字、山内の各給食センターを廃止し、新たに設置する新センターと既存の平鹿、雄物川、大森の3センターと合わせ4センターとするものであります。

新センターの名称は、横手市横手学校給食センターとし、位置は横手地区統合小・中学校地内に建設することになることから、横手市八幡字下長田40番地といたします。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行するものとしております。

今年の4月には国に補助金申請を行うこととなりますが、その際に、条例並びに条例改正の議決証明を添付しなければならないことから、今議会に提出するものであります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上であります。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第37、議案第20号横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第20号横手市立図書館設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

71ページをお開きください。

提案理由でありますけれども、先ほどからいろいろご説明ありました地域主権改革一括法の施行に伴う図書館法の一部改正に伴い、現行の条例を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして72ページお開きください。

この改正の内容でありますけれども、横手市立図書館設置条例の6条と7条の部分を改正するという

ものであります。

6条の関係の部分では、図書館法の改正による項目の追加と、それから、追加に伴いまして文言の修正と調整を行っておるものでございます。

同じく、7条に関しましては、市の例規の統一表記を修正しようというものであります。

なお、附則では、施行期日を平成24年4月1日からとしております。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第38、議案第21号横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第21号横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

73ページをお開きください。

提案理由であります。現在、雄物川中学校及び大森中学校の廃止に伴い、隣接する社会体育施設を廃止するため、現行条例を改正したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして74ページをお開きください。

改正の内容でありますけれども、横手市社会体育施設設置条例の別表の第1の横手市雄物川柔剣道場の項及び横手市大森武道館の項を削除するものであります。

この理由でありますけれども、この2つの施設につきましては、これまで主に2つの中学校の体育の授業に使用されていたというものであります。4月からの明峰中の統合によりまして、体育館の隣に武道館ができて、それを学校のほうで使うというような予定になっております。

また、各地域のスポーツ団体の方々から、今後の利活用についてということでお話を伺っているようでもありますけれども、その中でも、今後使うというような予定は特段ないというようなお話でありました。

なお、附則では、施行期日を平成24年4月1日からとしております。

以上よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

済みません、この2つの項目を削除するということです。削るです、済みません、申しわけありません。

ん。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第39、議案第22号横手市国土利用計画についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 議案第22号横手市国土利用計画について、本案は、横手市国土利用計画を定めることについて、国土利用計画法第8条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

内容でございますが、別冊になっておりますこういうふうな国土利用計画というものがございまして、それをごらんになっていただきたいと思っております。

初めに、この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、全国計画及び県計画を基本として、横手市の区域における市土、いわゆる国土でございまして、の利用に関する基本的な事項を定めるものであります。

内容でございますが、2ページをごらんいただきたいと思っております。

最初に、市土利用の基本方針についてであります。横手市総合計画の基本構想に掲げている将来像、豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市を目指し、市民及び市内事業者の理解と協働のもと、①地域の特性を生かした土地利用、②安全で安心できる土地利用、③自然との調和を重視した土地利用の3区分の基本方針に基づく土地利用を推進し、限られた市土をよりよい状態で次世代へ引き継ぐものであります。

3ページでございますが、地域類型別の市土利用の基本方向として3区分に分類いたしております。

まず、市街地開発事業などによる土地の高度利用。また、土地計画マスタープランに基づく都市環境の形成などの都市地域。それから、優良農用地の保全、農業生産活動と地域住民の生活環境との調和を目指す農業地域。森林の整備と保全、自然環境保全地域の保護など自然と調和した土地利用を図るための森林地域、この3区分を基本的な方向と定めております。

それから、利用区分別の市土利用の基本方向につきましては、農用地や森林など10の区分を明記しております。区分につきましては、それぞれ5ページまでとなっております。

5ページの、目標年次及び基準年次でございますが、計画の目標年次は、県計画との整合性を図る観点から平成29年とし、その基準年次は平成21年といたしております。

目標年次における人口と世帯数でございますが、基準年次が平成23年の9月末の人口でございまして、



9万9,943人、世帯数は3万1,807を基準といたしまして、平成29年の目標を人口が9万2,000人、総世帯数が3万2,000世帯と推計するものであります。

それから、6ページでございますが、それぞれ表のとおりにより市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標を定めておまして、基準年次の平成21年トータル6万9,304ヘクタール、目標年次はそれぞれ数値が移動しておまして、これは県とのヒアリングによって数値が整ったものでございます。平成29年は市土は変わらず6万9,304ヘクタールでございます。

地域別の概要でございますが、地域区分につきましては、それぞれ社会的、歴史的及び文化的な諸条件を勘案いたしまして、旧市町村を基本に8区分と決めました。

それから、8ページ、9ページ、10ページにつきましては、それぞれ地域区分ごとの概要を記載いたしております。

11ページでございますが、市土の利用目的に応じた目標を達成するための必要な措置の概要を定めております。

(1)の公共の福祉の優先、(2)の土地利用に関する法律等の適切な運用など9項目を掲げております。以上14ページの9項目まではそれぞれ記載いたしております。

以上で説明の概要を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第40、議案第23号工事請負契約の締結について、横手北中学校屋外体育施設建設工事を議題といたします。

説明を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 ただいま議題となりました議案第23号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

76ページをごらんください。

提案理由であります。横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容でありますけれども、工事名は横手地区中学校統合事業、横手北中学校屋外体育施設建設工事、工事場所は横手市静町字鶴田37番地地内です。契約の方法は指名競争入札で、契約金額は3億7,117万5,000円です。契約の相手方は横手市平和町10番30号、株式会社大和組、創和建设株式会社、株式会社高橋建業、横手地区中学校統合事業、横手北中学校屋外体育施設建設工事特定建設工事共

同企業体、代表、株式会社大和組、代表取締役大和康範氏であります。

なお、指名業者数は市内JV3社、予定価格は3億7,806万8,250円であります。落札率は98.18%となっております。

本建設工事は、平成25年3月に鳳中学校、横手西中学校、金沢中学校を廃止し、同年4月に横手北中学校を設置する学校統合に向けて行うものであります。

概要を説明申し上げますと、陸上競技場、野球場、テニスコートの面積が3万87平方メートル、約3ヘクタールであります。それから、駐車場等敷地内道路舗装面積が1万4,864平方メートルであります。外溝といたしまして、芝張り面積が7,653平方メートル、外周のフェンスが約1,147メートル、屋外灯の設置が22基を設置するものであります。

なお、工期は平成25年3月15日までとなっております。

以上よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第41、議案第24号工事施行協定の変更について、横手駅東西自由通路等新設工事に関する施行協定を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第24号工事施行協定の変更についてをご説明申し上げます。

提案理由であります。横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容でありますけれども、このたび、横手駅東西自由通路等新設工事の関連施設が完成し工事が終了することから、工事費の精査を行った結果、現行の協定金額が7,260万6,000円減額となり、協定金額を減額変更する必要が生じたものでございます。

変更前の協定金額が26億4,170万7,000円、変更後は25億6,910万1,000円であります。協定期間、協定の相手方については変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第42、議案第25号権利の放棄について、債権者の破産に伴う徴収不納債権の放棄を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第25号権利の放棄についてご説明いたします。議案集の78ページになります。

本案の権利放棄の内容でありますけれども、平成20年度に横手衛生センターの処理槽内の定期清掃業務を委託しておりました会社が、平成20年10月に破産手続が開始されまして、委託業務が続行不能となりました。このため、契約解除に伴う違約金といたしまして21万2,625円を請求しておりましたけれども、平成23年3月10日に破産手続の廃止がなされました。このことから違約金の徴収の見込みがなくなったことから、地方自治法の規定に基づきまして、権利の放棄について議会の議決を求めようとするものでございます。

なお、相手方については2番に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第43、議案第26号市道路線の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第26号市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

本案は、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容について、80ページをごらんいただきたいと思います。

今回、廃止をいたします路線は6路線でございます。

すべて一たん廃止をして、改めてまた再認定をしようとするものであります。6路線のうち、塚堀赤川線、下道線、六町大上橋線は、県道整備の進捗により、市道の起点、または終点を変更する必要があることから一たん廃止をするものであります。また、駅西線、寿町駅前線、平城町寿町線は、横手駅西口の開設に伴って起終点に変更が生じたので廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第44、議案第27号市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第27号市道路線の認定についてご説明申し上げます。  
82ページをお願いいたします。

認定路線は全部で8路線ありますが、駅西三枚橋線と薄井六町線を除く6路線につきましては、議案第26号で一たん廃止した路線であり、起点又は終点を変更して再認定するものでございます。

駅西三枚橋線については、三枚橋地区土地区画整理事業で新設された道路について新たに路線認定するものです。また、薄井六町線については、明峰中学校前の市道上薄井大上線が県道として整備されたことに伴い、現在の主要地方道、湯沢雄物川大森線の一部を市道として移管を受ける必要があることから、路線認定が必要となったものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第45、議案第28号平成23年度横手市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 ただいま議題となりました議案第28号平成23年度横手市一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7億8,571万6,000円を減額いたしまして、補正後の総額を548億2,031万4,000円に定めようとするものでございます。

第2条、継続費の補正でございますが8ページをごらんください。

第2表、継続費の補正のとおり、まちづくり交付金事業、西部地区中学校統合事業、横手地区中学校統合事業について総額並びに年割額を変更しようとするものでございます。

第3条、繰越明許費の補正ですが、9ページから10ページにかけて記載してございます。

第3表、繰越明許費補正のとおり、地籍調査事業など13事業を追加いたしまして、道路橋りょう災害復旧事業を変更しようとするものでございます。

第4条、債務負担行為の補正でございますが、11ページをごらんください。

第4表、債務負担行為補正のとおり、児童福祉施設整備事業利子償還金補助について追加し、平成23年度奨学資金貸付金についてその限度額を変更しようとするものでございます。

第5条、地方債の補正ですが、12ページから14ページにかけて記載しております。

第5表、地方債補正のとおり、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業について追加し、廃棄物処理統合施設整備事業など2件については廃止いたします。また、テレビ難視聴解消事業など28事業について発行限度額を変更しようとするものでございます。

今回の補正予算は、事業費の精算並びに決算見込みによる事業費の調整と、それに伴う財源振替を行っております。

初めに、歳出の主な内容について説明いたしますので32ページをごらんください。

2款総務費、1項1目一般管理費に一般職人件費として1,150万9,000円を計上しております。これは共済組合の長期負担金のうち基礎年金負担分が、平成23年4月にさかのぼって引き上げになったことにより増額補正するものでございます。各款の人件費にわたって同様に増額補正しております。

33ページをごらんください。

同じく6目財産管理費で、旧慣使用地等交付金として1,125万8,000円を計上しております。これは県林業公社の収穫間伐事業及び県行造林の財産売り払いによる分収金について、その2分の1の額を旧慣使用权者である山内地域の黒沢地区など関係4団体へ交付するものでございます。

34ページをごらんください。

同じく10目電算情報管理費でテレビ難視聴解消事業を2,243万8,000円減額しております。これは平成23年度事業では、大森地域の白山前ほか1地域の受信組合への補助実績であり不用額を減額するものです。

38ページをごらんください。

3款民生費、1項5目医療給付費で、子育て支援入院医療給付費を1,736万8,000円減額しております。これは支給実績見込み額が、当初予算を下回ったことによる減額でございます。

39ページをごらんください。

同じく7目国民健康保険費で、国民健康保険特別会計繰出金を1億3,239万5,000円減額しております。これは国民健康保険事業の決算見込みと、県国民健康保険団体連合会の算定誤りによる返還金などを調整したことに伴う繰出金の減額でございます。

40ページをごらんください。

同じく 2 項 3 目子ども手当費で、子ども手当給付を 2 億451万7,000円減額しております。これは子ども手当給付制度において、当初の制度設計から支給額が変更になったことによる所要額の減額でございます。

45ページをごらんください。

4 款衛生費、4 項 1 目病院事業費で1,159万5,000円を計上しております。これは地方交付税の病床割額など確定に伴い、病院事業への負担金などを補正するものでございます。

46ページをごらんください。

5 款労働費、1 項 1 目労働諸費で、若年者自立支援事業では446万6,000円を減額しております。本事業は、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金対象事業ですが、本事業の対象者の受け入れ事業者への補助金の支払い実績がなかったことによる減額でございます。

47ページをごらんください。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費で、強い農業づくり交付金事業として 3 億440万7,000円を計上しております。これは国の 4 次補正予算に伴う J Aおものがわのカントリーエレベーター新設事業などの補助金の補正でございまして、当該 J Aおものがわのカントリーエレベーターへの事業分としては 3 億6,750万円でございます。

48ページをごらんください。

同じく 8 目中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業として600万円を計上しております。これは国の補正予算に伴い事業費を前倒しで行うもので、中山間地域の未整備地域において、地域の特性を生かした戦略作物の生産、拡大を図るため最小限の基盤整備を行うもので、山内三又地区の県営事業に対する負担金でございます。

49ページをごらんください。

同じく 8 目農地費で、農業水利施設長寿命化対策支援事業として504万7,000円を計上しております。これは県営、団体営事業で施工した用排水路、揚水機等の農業水利施設の長寿命化対策事業で、国の補正予算により実施地区が増えたことによる補正でございます。

50ページをごらんください。

7 款商工費、1 項 2 目商工業振興費で、企業振興対策費では1,000万円を減額しております。これは企業振興条例に基づく雇用奨励金などの補助実績見込み額が減額することによるものでございます。

53ページをごらんください。

8 款土木費、4 項 1 目都市計画総務費で、まちづくり交付金事業を 2 億5,490万円減額しております。これは灯りロード整備事業などの工事請負費などの減額によるものでございます。

同じく 3 目街路事業費で、地方道路交付金事業を1,249万2,000円減額しております。これは中央線事業の県施行分で、減額変更されたことに伴う市からの負担金の減額などがございます。

55ページをごらんください。

9款消防費、1項5目災害対策費で、緊急告知FMラジオ設置事業として6,140万7,000円を計上しております。これは平成23年度に限りまして、防災対策関連の過疎債ソフト事業の発行限度枠が拡大されました。これに伴い平成24年度に予定していた緊急告知ラジオ配布事業の第2期分を前倒して行うための補正でございます。

56ページをごらんください。

10款教育費、1項2目事務局費で、公用車購入事業を2,602万7,000円減額しております。これは明峰中学校などのスクールバスなどの購入事業について、契約差金などを減額するものでございます。

57ページをごらんください。

同じく3項中学校費、1目学校管理費で、中学校統合事業を9,205万円減額しております。これは西部地区及び横手地区の中学校統合建設事業の決算見込みによる減額でございます。

60ページをごらんください。

11款災害復旧費、2項1目道路橋りょう災害復旧費で、道路災害復旧事業を8,854万円減額しております。これは平成22年12月4日に発生した大森地域の猿田南北線における地すべり災の事業費精算による減額でございます。

61ページをごらんください。

13款諸支出金、1項1目土地取得費で、一般財源分として9,689万2,000円を計上しております。これは土地開発公社が所有している三枚橋地区土地区画整理事業地内の一部用地について、市が買い戻すための経費でございます。

次に、歳入ですが16ページをごらんください。

各款ごとの歳入は、総括表記載のとおりでございますが、14款国庫支出金では、子ども手当交付金、道路災害復旧事業費補助金などの減額で3億223万2,000円が減額計上されております。

15款県支出金では、強い農業づくり交付金事業補助金の計上などで2億1,986万5,000円を増額しております。

21款の市債では、事業費の精算見込みで4億1,700万円を減額しております。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金を3億4,582万5,000円減額いたしまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。11番土田祐輝議員。

○11番（土田祐輝議員） 関連質問ですけれども、歳入の28ページの土地開発公社の繰り入れが2,000万円減額なっています。

できればこの内容ちょっとお聞きしたいと思いますし、と同時に、昨今の新聞の報道の中で、他市の例ですけれども、土地開発公社を解散したというような例が結構見られました。今、例えば大きな事業、

小・中学校の統合事業の中でまとまってある程度決まった金額で先行取得するというのはわかるんですけども、今の時代の中で地価が下落している中では、何かかえって損するのかな、そういう思いもありますので、今後の市としての公社の扱い、存廃含めて、そのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○佐藤清春 議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 土地開発公社の貸付金の元金収入の減につきましては、土地開発公社の貸付金について、平成23年度はこの2,000万減の額でも資金繰りが回ったというようなことで、この実績で落ち着いたということで減額をしております。

あと、土地開発公社につきましては、現在、やはり他市町村と同じようにこういう土地の下落傾向でございまして、一応解散に向けて話し合いを進めているところでございます。

ただ、現在土地開発公社につきましては、3万6,000平米ほどの土地、それから簿価で8億4,300万円ほど所有してございます。現在、市以外の借入金につきましては、4億円を下回るところまで縮小してまいりましたので、いずれ市で計画的に買戻しを図りながら、ここ数年では解散する方向で現在検討いたしております。

以上でございます。

○佐藤清春 議長 11番土田祐輝議員。

○11番（土田祐輝議員） 多分、今の明峰中学校、それから横手の北部なんか、多分先行して公社のほうで仲介されたと思います。

ただ、将来的に見ても、なかなか公社が活躍する場というのは今後もないのかなと思っておりますし、もし万が一あるとすれば、今のごみ施設、統合処理施設の敷地ぐらいなのかなと思っております。ただ、よく言われる5年間未了の、余り言葉はよくないんですけども、塩漬け土地であります。

いずれ公社でもある程度は持たれているのかなと思っておりますけれども、いずれ行政のものになっても、その活用方、あるいは利用方、非常に頭の痛い問題だと思っておりますけれども、やはりいつまでも公社に預けておくわけにもいかないのでありますので、ぜひ活用方含めて善処いただければなと思っております。

特に答弁は要りませんけれども。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成23年度横手市一般会計補正予算（第9号）は、29人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】



○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本補正予算は29人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条1項の規定により、議員全員の29人を指名いたします。

---

◎議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第46、議案第29号平成23年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第29号平成23年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算書の1ページのほうごらんいただきたいと思います。

本案は、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1億717万5,000円を減額いたしまして、総額を118億6,640万円に改めようとするものでございます。

今回の補正の主な内容でありますけれども、国保連合会の拠出金の算定誤りの関係と実績見込みによる補正が主なものとなっております。

歳出のほうからご説明いたします。

11ページのほうお聞き願います。

1款1項1目一般管理費でありますけれども210万3,000円の減額であります。これにつきましては、国保連合会の電算委託料とか需用費等の実績見込みによる減額補正でございます。

次に、2項1目の賦課徴収費、これにつきましても、実績に基づく郵送料等の減額でございます。

12ページのほうお聞き願います。

2款1項3目の一般被保険者療養費につきましては259万2,000円の増額をしております。これにつきましては、柔整等の療養費の実績見込みによる増額でございます。

次に、2項の高額療養費の財源振替の関係につきましては、一般分につきましては高額共同事業の増額とか、退職分については療給の交付金の減額などによる財源振替でございます。

次に、13ページの7款1項1目共同事業医療費拠出金2,970万円の減額でありますけれども、これは高額医療共同事業拠出金の確定と、誤算定による国保連合会からの返還金としまして1,752万6,873円これを調整して減額したものでございます。

次に、4目の保険財政共同安定化事業拠出金、こちらのほう1億6,066万円の減額でございます。これも同様な形での補正でございます。なお、国保連合会の返還金は6,973万1,587円の拠出金を本年度の確定額と調整してございます。

次に、9款1項1目財政調整基金に3,739万2,000円を増額計上しております。これにつきましては、

国保連合会から返還となる合計額ですけれども7,845万8,812円から、平成22年度に一般会計のほうから法定外繰り入れしていただきました4,108万円ほどを差し引きをしまして、国保特会への実質返還額を今回財政調整基金に積み立てをしまして、国保財政の安定化を図るために今回の措置をとったものでございます。

次に、11款2項1目一般会計繰出金、これについては2,106万3,000円の減額でございます。これにつきましては、特定健診等の実績見込みによる減額でございます。

14ページのほうお開き願います。

11款2項2目の直営診療施設勘定繰出金26万1,000円の増額につきましては、市立大森病院が実施しております健康管理事業に対する国庫補助金分の繰り出しでございます。

次に、12款予備費でございますけれども6,662万6,000円を増額しております。これにつきましては、収支の均衡を図るための予備費計上でございます。

次に、歳入についてご説明しますので7ページのほうにお戻りください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては2,539万6,000円の減額をしております。これにつきましては、非自発的失業者等の前年度所得100分の30に軽減をする措置に伴うものが主なものとなって、今回の実績見込みによる減額補正でございます。

同じく退職の国民健康保険税のほうにつきましては1,559万2,000円の増額をしております。こちらのほうにつきましては、退職者の被保険者が相当数増加しております、これに伴う実績見込みに伴う増額補正でございます。

次に、3款1項1目療養給付費等負担金88万1,000円の増額につきましては、歳出の2款の一般被保険者の療養費等の増額分に対する国庫補助34%分の計上でございます。

それでは8ページのほうお開き願います。

3款1項2目高額医療費共同事業負担金759万4,000円の減額であります。こちらにつきましては、高額医療費の共同事業の拠出金の確定による国庫負担金の見直しと、それから国保連合会の算定誤りによる国への返還分439万円ほどを調整して補正してございます。

同じく3目の特定健診等の負担金138万3,000円の減額ですけれども、これは特定健診の実績見込みによる減額でございます。

次に、3款2項1目財政調整交付金211万8,000円の増額をしております。これにつきましては、国保直営診療施設である大森病院に対する補助金の歳入でございます。それと同時に、国保総合システムの開所に伴う特別負担金に対する国庫補助として185万7,000円を計上してございます。

3目の災害臨時特例補助金4万9,000円につきましては、今回の東日本大震災で被災された本市にいられております国保世帯に対する特例措置に充てるための補助金でございます。ちなみに対象者は3世帯で7名となっております。

次に、4款1項1目療養給付費等交付金1,371万8,000円の減額につきましては、退職者の国保税が歳

入で申し上げましたように増額したことによる減額でございます。

それから、6款1項県負担金につきましては、8ページ上段の国庫負担金の2目、3目と同様の理由による補正でございます。

それから次に、7款1項1目高額医療費共同事業交付金と、同じく2目の保険財政共同安定化事業交付金の合計額、こちら6,363万円の増額につきましては、本年度の交付金の確定による増額でございます。

10ページをお開き願いたいと思います。

8款の財産収入につきましては、財政調整基金の利子分を計上してございます。

それから、9款1項1目一般会計繰入金につきましては1億3,239万5,000円の減額補正でございます。これについては、一般会計からの繰入金のうち保険財政安定化繰り入れとかにつきましては、実績でございます。

5節のその他繰入金、こちらのほう1億4,560万3,000円を減額しておりますけれども、これは財政計画に基づく法定外の繰り入れであります。ご案内のように国保連合会の算定誤りによりまして、平成22年分と23年分の保険財政安定化事業拠出金に対する交付金の差額を見直したことによりまして、大幅に減額となっております。なお、国保連合会の返還金のうち一般会計につきましては、先ほど申し上げましたように4,108万4,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第47、議案第30号平成23年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 ただいま議題となりました議案第30号平成23年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページのほうごらんください。

本案は、歳入歳出の予算の総額から240万7,000円を減額いたしまして、補正後の総額を8億6,558万9,000円に改めようとするものでございます。

歳出から説明いたしますので6ページのほうをお開き願います。

1款1項1目一般管理費218万円の減額でありますけれども、郵便割引制度等の活用によりまして通

信運搬費の減額補正でございます。

1 款 2 項 1 目の徴収費の60万円の減額も同様に通信運搬費の実績見込みによる減額補正でございます。

それから、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金37万3,000円につきましては、保険料に対する滞納繰越保険料と延滞金の収納額の実績見込みによる納付金の増額補正でございます。

歳入のほうご説明いたします。

5 ページにお戻りください。

1 款 1 項 2 目の普通徴収保険料29万7,000円と下段の 5 款 2 項 1 目延滞金 7 万6,000円の増額でありま  
すけれども、これは収納額の実績見込みによる増額補正でございます。

それから、3 款 1 項 1 目、中ほどですけれども、事務費の繰入金278万円の減額につきましては、歳  
出でご説明しました一般管理費の減額分を一般会計からの繰入金の減額補正としてございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第48、議案第31号平成23年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題  
といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第31号平成23年度横手市介護保険特別会計補  
正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1 ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,668万6,000円を追加し、総額を95億7,889万2,000円に改め  
ようとするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので11ページをごらんいただきたいと思います。

1 款 1 項総務管理費であります。年金保険料率の改定に伴う職員共済組合負担金として67万2,000  
円を増額計上してございます。

2 項の賦課徴収費、3 項の介護認定審査費につきましては、それから、12ページに移りまして4 項の  
運営協議会費、これらにつきましてはすべて実績見込みによる減額となっております。

次に、2 款 1 項介護サービス給付費でございます。当初予算では見込まれていなかったショートステ  
イの年度内の開所ということで、こうした影響を受けまして、それぞれ1 目居宅介護サービス給付費に  
7,056万4,000円を増額してございます。

一方、小規模多機能型居宅介護の利用が伸びなかったという点、それから、施設入所者の入院や死亡による実績の減を見込んだ結果として、全体的に140万円の増とさせていただきます。

次に、13ページをごらんいただきたいと思います。

2項の介護予防サービス等諸費についてでございますが、介護予防サービスの利用者数や1人当たりの利用料、こうしたものが増加した影響によりまして3,794万7,000円を増額計上いたしております。

それから、3項の高額介護サービス等費1,170万円、次の14ページをお開きいただきたいと思いますが、4項の特定入所者介護サービス等費に1,813万7,000円を追加いたしておるところであります。

次に、3款基金積立金でございますが、利息収入を含めた積み立て見込み額について計上したものでございます。

15ページの中ほどになります。4款をごらんいただきたいと思います。

地域支援事業費、実績見込みにより1項の介護予防事業費、それから、16ページにいきまして、同じく4款2項の包括的支援事業、任意事業費、合わせまして2,411万2,000円の減額補正をさせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページの上段にあります事項別明細書、歳入表をごらんいただきたいというふうに思います。

1款介護保険料についてでございますが1,438万6,000円を減額いたしております。介護保険料は世帯の課税状況や個人の収入所得によって決まるわけでございますが、経済状況によりまして非課税世帯が多くなるなどの影響によりまして、保険料段階が下がる人が増えたというもので今回の減額でございます。

次に、3款国庫支出金でございます。それから、5款の県支出金、どちらも歳出の保険料給付と、それから、地域支援事業費の変更に伴う、それぞれの法定負担金に係る補正でございます。

8款繰入金、第1号の被保険者負担分を準備基金から繰り入れるという形で5,546万8,000円を計上させていただきます。収支の均衡を図っておるところであります。

なお、年度末の準備基金の残高でございますが、約6,400万円を見込んでおるところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第49、議案第32号平成23年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第32号平成23年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

特別会計予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ21万7,000円を減額し、総額を2,545万4,000円に改めようとするものでございます。

初めに、6ページの歳出についてご説明いたしますのでお聞きいただきたいというふうに思います。

1款1項1目介護予防支援事業費でございます。要支援1及び2の認定者の増加による介護予防プラン作成委託料の増額見込みなどによりまして、合計で54万5,000円を追加計上させていただいたところでございます。

次に、1款2項1目でございます。居宅介護支援事業費は、大森町居宅介護支援事業所の非常勤ケアマネジャーの1名の退職に伴う減額でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので戻りまして4ページ、事項別明細書歳入表をごらんいただきたいと思います。

1款のサービス収入費で21万7,000円を減額いたしまして、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第50、議案第33号平成23年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第33号平成23年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ242万6,000円を追加し、総額を8億4,551万円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので6ページをお聞きいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費に38万9,000円を追加計上してございます。これは、白寿園の事務職員の職員共済組合負担金費用でございます。

続きまして、2款1項1目であります。短期入所生活介護事業費であります50万2,000円を追加計上してございます。これも同じく、白寿園介護職員等の職員共済組合負担金でございます。

続きまして、2款2項1目施設介護サービス事業費では153万5,000円を追加計上させていただきました。これも白寿園の看護、介護職員等の職員共済組合の負担金の増です。

次に、歳入についてご説明いたしますので4ページのほうへお戻りいただきまして、上段の事項別明細書歳入表をごらんいただきたいと思ひます。

5款繰越金に242万6,000円を増額計上いたしまして収支の均衡を図っておるところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第51、議案第34号平成23年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました議案第34号平成23年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思ひます。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,216万4,000円を減額し、補正後の総額を7億6,257万9,000円に改めようとするものです。

第2条の地方債の補正でございますが3ページをごらんいただきたいと思ひます。

起債の限度額を3億9,700万円に減額いたしております。今回の補正でございますが、施設改修工事の事業が確定いたしましたので、それぞれ請負差額の減額調整を行うものでございます。

それでは、歳出についてご説明申し上げますので8ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款1項1目一般管理費であります1,216万4,000円を減額いたしてございます。こちらのほうにつきましても、年金の保険料率の改定に伴う職員共済組合負担金として117万4,000円を増額してございます。それから、増築工事の請負差額分につきましては1,333万8,000円を減額したものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして6ページの上段、事項別明細書歳入表をごらんいただきたいと思ひます。

4款繰入金に11万5,000円を増額いたしております。これは、市からの委託事業であります日中一時支援事業及び児童・生徒放課後支援事業に係る利用者増加によります補正でございます。現在、日中一

時は2名、放課後事業につきましては1名の方が利用いたしております。

次に、7款市債でございますが、事業の確定によりまして300万円を減額いたしておるところであります。

戻りまして、5款繰越金でございますが927万9,000円を減額いたしまして、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎会議時間の延長

○佐藤清春 議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

---

#### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第52、議案第35号平成23年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第35号平成23年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ518万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,672万9,000円に改めようとするものでございます。

歳出についてご説明いたしますので6ページをお開きください。

1款1項施設経営費、1目雄川荘経営費には、売り上げの増加に伴います賄い材料費486万円と、財政調整基金の利子の積立金を計上してございます。

3目ゆっふる経営費には、燃料費等の高騰によります割り増し経費等と計上しております。

前のページに戻りまして歳入を説明いたします。

1款事業収入、1項1目営業収入には、雄川荘における売り上げの増によります486万1,000円を計上しております。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金には、財政調整基金の利子を計上したほか、4款の繰越金により歳入歳出の均衡を図ってございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。



○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第53、議案第36号平成23年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第36号平成23年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,382万2,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ2億8,387万7,000円に補正しようとするものでございます。

また、第2条では、翌年度に繰り越しして使用することができる経費について定めております。

2ページの第2表繰越明許費をごらんいただきたいと思います。

総合交付金の基幹事業で776万7,000円、効果促進事業で437万円を24年度に繰り越しして事業を推進しようとするものでございます。これは今冬の降雪により移転工事等のおくれによるものでございます。

それでは、歳出の内容についてご説明しますので、予算書の6ページをお願いいたします。

1款1項2目駅西地区土地区画整理事業費で一般会計への繰出金として2,350万円を補正しております。これは昨年7月に当該地区の換地処分決定がなされ、事業の清算業務として精算金の徴収交付事務が開始された中で、当初見込みを超える清算徴収金の納付があったこと。また、2カ所の保留地について契約が成立し処分金の収入があったことから、一般会計から繰り入れしていた金額の一部を一般会計に戻すため、繰出金として補正をするものでございます。

次の3目三枚橋地区土地区画整理事業費の人件費32万2,000円の補正は、共済組合負担金の年金率改定に伴うものでございます。

次に、歳入であります。ページを戻っていただきまして4ページ事項別明細書をお願いいたします。

2款保留地処分金に、駅西地区の保留地処分金として600万円を増額しております。

3款繰入金の32万2,000円は、先ほどの共済組合負担金の増額分について一般会計から繰り入れするものであります。

5款精算金では、駅西地区の清算徴収金の増額分として1,750万円を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第54、議案第37号平成23年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第37号平成23年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億2,440万円を減額し、歳入歳出それぞれ28億9,890万6,000円に改めようとするものです。

第2条の繰越明許費及び第3条の債務負担行為につきまして、合わせて第4条の地方債の補正につきましても3ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費では、県事業の繰り越しに伴いまして、流域下水道事業費2,950万円を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

第3表の債務負担行為では、受益者負担金システム及び下水道事業の公営企業会計システムのリース料の限度額を変更しようとするものでございます。

4ページをお開き願います。

第4表、地方債の補正では、公共下水道事業のほか2つの事業につきまして限度額を変更しようとするものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げますので8ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費では4万4,000円の増額をしておりますが、これは職員共済費の増額によるものでございます。

2款1項1目の公共下水道事業費8,085万2,000円の減額及び2目の特定環境保全公共下水道事業費1億1,039万2,000円の減額は、国庫補助金決定額の減による事業費の決算見込みによるものでございます。

3目の流域下水道事業費の3,320万円の減額につきましても、県の事業費の決算見込みによるものでございます。

次のページの3款1項公債費の824万4,000円は、公債償還利子から償還元金への組み替えによるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので7ページをお開き願います。

歳入については、3款1項国庫補助金6,420万円の減は、先ほど申し上げました事業費の確定によるものでございます。補助金の減の決定によるものでございます。

8款1項1目下水道債では、事業費の確定に合わせて1億6,020万円を減額しております。  
以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

### ◎議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第55、議案第38号平成23年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第38号平成23年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,075万9,000円を減額をいたしまして、歳入歳出それぞれ6億9,457万8,000円に改めようとするものでございます。

第2条の繰越明許費でございますが4ページをお開き願いたいと思います。

第2表の繰越明許費では、補助事業費の地区間予算の調整に伴う交付決定が2月上旬になされたため、処理施設工事の補助事業費1億100万円を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

5ページの第3表、地方債の補正では、集落排水事業の限度額を変更しようとするものでございます。次に、歳出についてご説明申し上げますので、11ページをお開き願います。

11ページの1款1項1目一般管理費500万4,000円の減額は、消費税額などの確定によるものでございます。

2款1項集落排水施設事業費1,581万1,000円の減額は、決算見込みによるものでございます。

12ページをお開き願います。

4款1項基金費では、減債基金の積立金5万6,000円を増額をしております。

次に、歳入についてご説明申し上げますので9ページをお開き願います。

9ページの4款1項県補助金328万8,000円を増額は、事業費に確定によるものでございます。

6款1項一般会計繰入金2,093万5,000円の減額は、事業費の精査によるものでございます。

次のページの10ページでございますが、7款の繰越金につきましては、前年度繰越額の確定により1,358万6,000円を増額をしております。

8款2項雑入では、消費税の還付によりまして434万7,000円を増額をしております。

9款1項下水道債では、事業費の確定に合わせて2,110万円を増額をしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第56、議案第39号平成23年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第39号平成23年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,807万円を減額をいたしまして、歳入歳出それぞれ7,263万円に改めようとするものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては3ページをお開き願います。

3ページの第3表、地方債の補正では、特定地域生活排水処理施設事業の限度額を変更しようとするものでございます。

歳出についてご説明申し上げますので、9ページをお開き願います。

2款1項浄化槽整備事業1,807万円の減額は、当初予算では32基の設置数を見込んでおりましたが、16基の設置減によるもので減額となっております。

歳入につきましてご説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

1款1項分担金102万7,000円の減額と、それから、2款1項使用料40万円の減額は、事業費の精査によるものでございます。

3款1項国庫補助金1,039万2,000円の減額は、事業費の平成22年度からの年度間調整等の確定によるものでございます。

8ページをお開き願います。

7款1項1目下水道債では、事業費の確定に合わせて660万円を減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第57、議案第40号平成23年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第40号平成23年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入及び支出にそれぞれ620万8,000円を増額するものです。

第1款市立横手病院につきましては578万7,000円を増額しております。

医業収益では678万7,000円を減額しておりますが、これは決算見込みにより訪問看護の介護収入を減額するものでございます。

医業外収益では1,257万4,000円を増額しております。これは地方交付税の確定に伴う他会計負担金を増額するものです。

2ページをごらんください。

医業費用では578万7,000円を増額しております。これは決算見込みにより修繕費と手数料を増額するものです。

続きまして、大森病院についてご説明いたしますので、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

第2款市立大森病院は42万1,000円を増額しております。

医業外収益において、地方交付税等の確定に伴い他会計負担金を増額するものです。

次に、2ページをごらんください。

医業費用では648万2,000円を減額しております。これは決算見込みにより医療消耗品や減価償却費などの増額と、修繕費や委託料などの減額、医療機器の減価償却費用、除却経費を計上するものです。

特別損失に690万3,000円を増額しておりますが、これは過年度収益修正損として過年度分の医療機器等の除却経費を計上しております。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

第1款市立横手病院につきましては、増改築事業とA棟屋根改修工事などの決算見込みにより他会計支出金を150万円減額し、企業債を160万円増額して、支出では建設改良費を2,920万4,000円減額しております。

2款市立大森病院は、資本的収入において、医療機器等の更新等に伴う企業債を1,370万円減額するものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億2,452万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものです。

第4条は、継続費の総額及び年割額を改めるもので、市立横手病院増改築事業において事業が完了し

たことにより、事業費の総額を25億8,196万7,000円として、平成23年度の年割額を2億6,016万7,000円に改めるものです。

4ページをお開きください。

第5条は、起債の目的、限度額を改めるもので、横手病院、大森病院ともに医療機器整備事業、医療施設整備事業の限度額を変更するものです。

第6条では、棚卸資産の購入限度額を15億5,867万円に改めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐藤清春 議長 日程第58、議案第41号平成23年度横手市水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第41号平成23年度横手市水道事業会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

水道補の1ページをお開き願います。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

第1款水道事業収益の総額17億9,472万円に93万1,000円を増額をし、収入総額を17億9,565万1,000円に改めようとするものでございます。

第1項営業収益に96万円の増額及び第2項営業外収益2万9,000円の減額は、給水工事収益手数料、賃貸料などの決算見込みによるものでございます。

次に、水道事業費用の総額17億8,223万6,000円から2,185万3,000円を減額し、費用総額を17億6,038万3,000円に改めようとするものでございます。

第1項の営業費用2,371万5,000円の減額は、契約差金など決算見込みに伴う減額でございます。

第3項特別損失186万2,000円の増額は、不納欠損見込み額の増に伴うものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

第1款資本的収入の総額14億8,825万7,000円から2億1,379万3,000円を減額をし、収入総額を12億7,446万4,000円に改めようとするものでございます。

第1項企業債1億9,600万円の減額、第3項国庫補助金1,423万4,000円の減額は、補助対象事業費及

び起債対象事業費の確定見込みに伴う減額でございます。

第4項工事負担金568万7,000円の減額は、区画整理事業など他事業からの依頼工事の減によるものでございます。

第5項の水道加入金212万8,000円の増額は、決算見込みによるものでございます。

次に、資本的支出の総額24億2,048万4,000円から2億4,751万8,000円を減額をいたしまして、支出総額を21億7,296万6,000円に改めようとするものでございます。

第1項建設改良費2億4,751万8,000円の減額は、契約差金及び大沢第二浄水場整備事業の年割額が確定したことによりまして、本年度分の工事費を減としたことによるものです。なお、資本的収支及び支出の不足額8億9,850万2,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金を7億9,889万8,000円に改め、不足額を補てんしようとするものでございます。

第4条では、継続費の年割額を改めようとするものでございます。

大沢第二浄水場整備事業の工事費及び建設管理業務委託費の契約金額が確定したことによりまして、年割額を改めようとするものでございます。

第5条の企業債につきましては、事業費確定見込みにより限度額を改めようとするものです。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費につきまして金額を改めようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の補正予算に関する説明書に記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○佐藤清春 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明2月28日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5時17分 散 会